

平成28年第2回（3月）出雲崎町議会定例会会議録

議事日程（第1号）

平成28年3月9日（水曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議会報告第1号 諸般の報告について
- 第 4 議会報告第2号 閉会中の継続調査の結果報告について
- 第 5 議案第 6号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について
- 第 6 議案第 7号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第 7 議案第 8号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 8 議案第 9号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）について
- 第 9 議案第10号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）
について
- 第10 議案第11号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第11 議案第12号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）について
- 第12 議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第13 議案第14号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第14 議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第15 議案第16号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第16 議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定について
- 第17 議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定について
- 第18 議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について
- 第19 議案第20号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について
- 第20 議案第21号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

- 第21 議案第22号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第22 議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定について
- 第23 議案第24号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第24 議案第25号 町道路線の認定及び変更について
- 第25 議案第26号 平成28年度出雲崎町一般会計予算について
- 第26 議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第27 議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について
- 第28 議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第29 議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について
- 第30 議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について
- 第31 議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について
- 第32 議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について
- 第33 議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について
- 第34 議案第35号 監査委員の選任について
- 第35 議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第36 議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	三輪正
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	仙海直樹	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄
産業観光課参事	大矢正人
産業観光課参事	矢島則幸
教育課参事	佐藤佐由里
代表監査委員	石川豊

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	坂下浩平
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

○議長（山崎信義） ただいまから平成28年第2回出雲崎町議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会期日程の報告

○議長（山崎信義） 議会運営委員長から、3月1日に委員会を開催し、本定例会の議会運営に関し、お手元に配付しました会期日程表のとおり決定した旨報告がありましたので、ご協力願います。

◎議事日程の報告

○議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、7番、加藤修三議員及び8番、諸橋和史議員を指名します。

◎会期の決定

○議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月18日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から3月18日までの10日間に決定しました。

◎議会報告第1号 諸般の報告について

○議長（山崎信義） 日程第3、議会報告第1号 諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2第3項の規定により、例月出納検査結果報告書が監査委員からお手元に配りましたとおり提出がありました。

次に、新潟県町村議会議長会第67回定期総会について報告します。去る2月23日に新潟県町村議会議長会の定期総会が開催され、出席してまいりました。お手元にお配りいたしました報告書のとおり報告します。

次に、諸橋和史議員から去る2月28日に開催された新潟県後期高齢者医療広域連合議会2月定例会の会議結果について、お手元に配りました報告書のとおり報告がありました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議会報告第2号 閉会中の継続調査の結果報告について

○議長（山崎信義） 日程第4、議会報告第2号 閉会中の継続調査の結果報告を行います。

社会産業常任委員長、1番、宮下孝幸議員。

○社会産業常任委員長（宮下孝幸） 社会産業常任委員会調査報告。

本委員会が行った所管事務調査について、会議規則第77条の規定により、その結果につきご報告を申し上げます。

本委員会が閉会中の継続調査といたしました事件名、心月輪に関することについてであります。平成28年2月24日の全員協議会終了後、田口産業観光課長、寺尾商工観光係長の出席を得て現地調査を行いました。調査は、現状の建物内部の工事進捗状況を確認するとともに、海岸側景観状況の確認と問題点などの洗い出しを中心に調査をいたしました。結果、本事件は、今後建物工事が完了した後、内部改装後の状況の確認及び営業再開後の集客率並びに経営状況などについてもさらに継続して調査の必要があるものと結論に達したところであります。

以上、社会産業常任委員会の閉会中の継続調査についてご報告いたします。

○議長（山崎信義） 以上で閉会中の継続調査について、常任委員長報告を終わります。

◎議案第6号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）について

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第6号 平成27年度出雲崎町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第6号、一般会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度の当初予算は、33億8,600万円でスタートいたしました。途中5回の補正によりまして、4億9,800万余りの予算を追加してまいりました。このたびの予算補正は、年度末を迎えての事業完了、または精算見込みによる予算整理の主な減額とともに、国の補正予算として地方創生事業の推進のため創設されました地方創生加速化の交付金、また原子力災害時の避難施設の放射線対策として新たに内示決定されました原子力災害対策事業補助金の関連予算を計上、事業の執行を見通し、繰越明許費を計上いたしました。

また、人件費関係につきましては、議案第13号、14号でお願いしている特別職等の期末手当の改

定、一般職の勤勉手当、給料月額の改定分につきまして、本年度の対応分を計上しております。

主な歳出の新規事業、追加分につきましてはご説明いたしますと、2款総務費、1項総務管理費、7目企画費では、マイナンバーを利用した情報連携システムセキュリティーを強化するための経費を計上いたしました。

また、27年度末に確定しましたふるさと応援寄附金の積み立てを計上いたしました。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民台帳費では、個人番号カードの発行に関する地方公共団体情報システム機構への事務委任にかかわる交付金を追加いたしました。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、3目国民健康保険事務費では、国保会計の財政基盤強化のために一般会計からの繰出金を追加計上いたしました。

9目保健福祉事業費では、特別養護老人ホームやすらぎの里において導入する介護ロボット導入事業への補助金を計上いたしました。

2項児童福祉費、2目児童措置費では、出雲崎、小木之城、両保育園におきまして、利用者の増加に伴う委託料の追加計上、保育対策総合支援事業として、国の人事院勧告に伴う人件費の見直し分、保育園の園児の台帳整備、指導計画等のシステムの導入、事故予防のビデオカメラ設置に対する補助金を計上いたしました。

6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費では、国の地方創生加速化交付金事業として出雲崎まるごとオーナー創生事業の実施に向けた負担金、6目改善センター管理費では沢田、八手両改善センターの放射線防護対策工事の関係経費を計上いたしました。

2項の林業費、2目林業振興費では、民有林造林事業補助金を追加計上いたしました。

7款の商工費、3目観光費では、加速化交付金事業として長岡市や近隣の市町村で行う交流観光事業の関連経費を計上いたしました。

次に、8款土木費、5項の住宅費、4目住宅建設費では、川西ひまわり住宅の建設に伴う水道農業集落排水事業の加入金を計上いたしました。

9款の消防費、1項消防費、4目防災対策費では、原子力防災対策事業として、非常用物資と間仕切りテントの費用を計上いたしました。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、校舎棟の避難扉改修工事について本年度予算での採択となりましたので、工事費を計上いたしました。

5項の保健体育費では、町民野球場の水はけ改善のための工事費を計上いたしました。

次に、歳入では、地方交付税の留保分を全額計上し、分担金、負担金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入、事業費の確定・執行見込みに伴う国県支出金、町債の補正、また財源調整による財政調整基金の繰り入れを減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出それぞれ補正額3億93万1,000円を追加し、予算総額を41億8,544万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、一般会計につきまして補足説明をさせていただきます。

このたびの補正予算につきましては、町長の今ほどの提案理由のとおりでございます。年度末を迎えての事業完了、精算見込み、人件費関係の見込みの精算含めております。議案第13号、14号での一般職員勤勉手当、特別職の期末手当を含んでおります。また、国の補正予算、大型補正予算事業も含んでおります。年度末での計上のため、ほとんどが繰越明許事業としてお願いしてございます。

それでは、歳出からお願いいたします。人件費関係、精算等による減額補正の説明につきましては省かせていただきまして、歳出266ページ、総務費からお願いいたします。2款総務費、企画費でございます。歳入で実は、地方公共団体情報セキュリティ強化対策事業ということで歳入で入っております。国庫補助2分の1のものでございますが、今回マイナンバー制度導入によるセキュリティー強化対策に係るというふうなことで、委託料で情報システムセキュリティ強化対策事業整備委託料というので関係する部分を計上してございます。全てセキュリティー強化というふうなことで、国のほうから全国の自治体が対応を求められているところでございます。29年からはマイナンバーの自治体間の連携がスタートするというふうなことになります。回線は、国、自治体間のみを対応しています総合情報ネットワーク、LGWAN回線を使っておりますが、このセキュリティー強化のために国が示すセキュリティーの規定基準をそれぞれの自治体が対応するというふうなことでございます。実際操作をするものにつきましては、パスワードでICカードまたは指紋というふうなこと、二重の操作というふうなことで厳密な対応をやらなきゃいけないというふうなことでございます。ということで、本町はその関係のものを計上いたしました。マイナンバーが関係するパソコンについては20台弱でございます。使用端末ごとにそういうカードリーダーなりを導入した場合、必要になりますので、今回関係した部分を一括で上げさせていただいたというようなことでございます。

続きまして、19節の地域づくり事業、これは減額というふうなことでお願いしてございます。

それと、積立金につきましては、これからふるさと納税の関係でのものの、当初200万円計上しておりましたが、最終的には1,870万円というふうなことになりましたので、今回その分を追加させていただいたというふうなことでございます。

外灯修理費の追加、集落管理のLEDへの交換、修理交換が件数が増えてきておまして、3月末も一部待っていただろうような状況になって、今回追加というふうなことでお願いいたしました。

続いて、267ページの戸籍住民基本台帳費の19節個人番号カード関連事業委任事務交付金追加ということで、これ地方公共団体情報システム機構、これは一括してカードなり通知を発行している、

全国のものを委任を受けている団体でございます。そこに関係する本町分の追加の交付金というふうなことで歳出計上してもらいます。これ歳入で10分の10、国のほうから入ってきております。

続きまして、民生費のほう、269ページをお願いいたします。これにつきましても3目の国民健康保険事務費についてでございます。繰出金の追加ということでございます。国保財政の基盤強化というふうなことで法定外繰り出しというふうなことで、このたび追加で計上させていただきました。

それと、7目の保健センターにつきましても、屋外の遊具の撤去というふうなことでございます。

それと、8目の介護保険費についてでございます。これは、ちょっと大きな減額になっておりますけど、介護特会での給付費が大きく減になっているというふうなことで繰出金も減というふうなところでございます。

続きまして、270ページで19節の介護ロボット導入支援特別事業補助金についてお願いいたします。これは、国の補正予算に伴うものでございます。やすらぎの里が購入する介護ロボットについての全額保障ということで、国の補助金、これ10分の10でございます。介護支援用のロボットというふうなことで、これ実は介護者の負担軽減というふうなことで介護者の動きです、腰とか腰回りの筋肉、これをアシストする器具というふうなことで、名前はロボットとなっておりますが、それを補助する器具というふうなことで、これ歳入で国費が入ってございます。補正予算に対応したものでございます。

続いて、271ページでございます。中ほどの児童措置費についてでございます。今回保育園関係の措置費について利用者の増加もございますが、国の人事院勧告に連動しまして保育士のベースアップ分の追加という部分が入ってございます。

それと、19節の保育対策総合支援事業についてでございます。これは、両保育園で該当になりますが、園児の台帳、保育指導計画策定のシステム化、事故防止のためのビデオカメラの設置、この辺の経費の補助というふうなことで、これも事業主体は10分の10というふうなことで、国が4分の3、町が4分の1負担というふうなことで今回の事業で上げさせていただいたというところでございます。

続いて、273ページ、衛生費の廃棄物処分委託料、これ追加になっております。これは、今後の見込みの中でし尿処理の部分で追加というふうなことで計上してございます。

続いて、274ページ、農林水産業費の農業振興費をお願いいたします。19節で中ほどの青年就農支援の補助金でございます。これは、新規の方でございまして、稲作で沢田の遠藤将美さん、沢田地内で耕作されるんですが、遠藤将美さんというふうなことで、新規就農支援というふうなことで1年目になりますが、1年の半分、今回10分の10、間接補助ということで計上いたしました。

それと、農地集積・集約化促進事業補助金関係でございます。これは離農された、また経営転換による出し手への協力金ということで1戸当たり50万ということで、これは小釜谷の方が離農されたというふうなことで、離農者に交付金というふうなことでございます。

続いて、これは総合戦略に関係してございますが、出雲崎まるごとオーナー創生事業実行委員会負担金についてでございます。これにつきましては、実は補正予算で今回上げさせていただきました。国の地方創生加速化交付金のほうの該当事業になるというふうな見込みの中で上げさせていただきました。全額繰り越しというふうなことで、農協、漁協、商工会、町、生産者梅組合、これで実行委員会を立ち上げて、そこへ負担金というふうなことで、国の補正予算で内閣府の補助になりますが、10分の10の補助というふうなことで見込んで今回上げてございます。それと、内容につきましては総合戦略の中でのご説明を過去にさせていただきましたが、その内容を継承したものでございます。

続いて、275ページでございます。改善センター管理費でございます。これにつきましては、全員協議会で1度お示ししてございますが、経済産業省の、今回は電源の交付金ではなく、内閣府の所管の補助金になります。10分の10の補助金というふうなことで、一部一般財源をつけてございます。八手、西越の両改善センターの放射線防護対策工事というふうなことでございます。気密性を高めるというふうなことで全体の調査、それとそれに調査の結果、気圧を上げて外気を入れないような装置、さらにフィルターを通して空気をきれいにしたものを提供すると、そのような形の工事になります。ただ、これ全体的な事業費の枠の配分でございまして、実際調査をして実施設計でどのぐらいの形になっていくかというふうな部分が明らかになってきておりますが、今回のものにつきましては柏崎で先進的にコミュニティセンターがやっているところがございますので、その辺の部分を参考に事業費を案分して計上しているというふうなところでございます。実施の段階でまた動きは出る可能性があるというふうなところでお願いをしたいと思います。10分の10の補助というふうなことでございます。関係するものが13、14、15節というふうなところでございます。

続きまして、276ページお願いいたします。林業費、林業振興費でございます。当初200万円、民有林造林事業の計上しておりましたが、年度末迎えまして間伐作業、保育間伐関係で追加というふうなことで今回追加計上させていただきました。

次に、7款商工費でございます。観光費でございます。8、11、12、15につきましてでございます。これも今回の補正予算で地方創生加速化交付金、内閣府の補助金でございますが、まるごとオーナー制度と一緒に事業でございます。これは、広域連携事業版というふうなことで長岡市が代表になりまして、12市町村で連携というふうな部分でございます。本町につきましては、良寛を活用した観光ルート策定というふうなこととPR強化、良寛のプロモーション事業というふうなことで、案内看板の設置を含んでの事業というふうなことでこのたび計上させていただきました。これは、全額繰り越し事業というふうなことになります。

続きまして、280ページ、土木費の住宅建設費をお願いいたします。19節の負担金、交付金関係でございます。簡易水道の加入金、農集排の分担金、これにつきましては、現在建設中の川西ひまわり集合住宅のひまわりハウスの加入分担金でございます。

281ページ、消防費についてでございます。防災対策費、4目でございます。ここで実は、災害時非常用物資追加というの間仕切りテントというふうなものを計上してございます。合わせて600万円でございますが、これは先ほどの八手、西越センターの事業と一緒にございまして、その両施設、結果としてRCの建物で当然基幹避難所として利用しますので、そこでの必要物資というふうなことで、まず災害時非常用物資につきましては、これは毛布、敷きマットを今回購入させていただくというふうなものと、間仕切りテントにつきましてはご覧になった方もあるかと思いますが、高さ150センチぐらいのもので2メートルちょっとの真四角のテントということで、ホールというか、多目的ホールを間仕切りして、そこで一人一人の空間をつくるというふうな、避難されたときの、そういうものを用意するというふうなところでございます。これにつきましてもそれぞれ補助の対象というふうなことでございます。間仕切りテントにつきましては100張りというふうなことで、毛布につきましても260枚、マットは130枚というふうなことで予定してございます。毛布は1人当たり2枚というふうな形で、そんなような形で考えているというところでございます。

続きまして、282ページでございます。教育費の小学校費でございます。役務費、廃棄物処理手数料、これにつきましては児童クラブが小学校のほうで今後動き出すというふうなことで、いろいろ整理する中で不用の物品が出てまいりますので、それらを今回整理というふうな部分でございます。

283ページの学校管理費の中の校舎棟避難扉改修工事でございます。これは、小学校の2階から4階の各2枚の防火扉に小扉をつけたものに交換というふうなことで、これは国の補助を受けてのものでございます。3分の1国補助というところでございます。

それと、中学校費につきまして施設修繕料、これにつきましては飲料用水の滅菌装置の修繕というふうなものと、役務費につきましては、これは自転車小屋にある不用物品のやはり処理というふうなことで今回計上いたしました。

285ページ、保健体育費でございます。これ体育施設費の中で野球場の内野の整備ということで、2塁から3塁間の水はけの改善というふうなことで、新しい年度に間に合わせるということで今回計上してございます。

歳入、257ページに戻っていただきまして、歳入関係、地方交付税でございます。これは、今回普通分全額計上をいたしました。今後特別交付税の追加が考えられますが、それはまた最終的な専決等をお願いしたいというところでございます。

歳入関係、259ページをお願いいたします。国庫補助金でございます。先ほど歳出で説明いたしました総務費の企画費に該当する部分でございます。セキュリティ強化対策事業補助金というふうなことで計上してございます。あと、戸籍住民台帳費の歳出では個人番号カード交付金事業追加ということで今回計上してございます。それと、7目の消防費の国庫補助でございます。これは、6款の改善センターの放射能防護対策工事と9款の非常用物資の購入、間仕切りテントというふうな部分で歳入が全額当たってございます。

あと、事業に連動したものでございます。次に、262ページ、19款繰入金、基金繰入金をお願いいたします。財政調整基金の繰り入れについて今回減額してございますが、最終的には27年度末現在の残高19億600万円ぐらいになるというところでございます。

歳入関係につきましては以上でございまして、252ページをお願いいたします。第2表、継続費の補正でございます。これは、地籍調査スタートしておりますが、入札後の事業費の減というふうなことで今回継続費の補正をさせていただくということと、第3表につきましては地方債の補正で、道路橋りょう関係で事業費の減による補正でございます。それと、防火水槽、中学校の体育館関係での事業費の減によるものでございます。

続いて、254ページ、第4表、繰越明許費についてでございます。歳出で説明いたしましたものがそれぞれ繰越明許になってございます。ほとんど今回国の補正予算に関係するものでございますが、8款土木費の道路橋りょう費につきましては、これは補正予算ではございません。それと、川西の住宅、これも補正ではございません。以下、消防費は、これ補正予算でございますし、10款の教育費については国庫補助が入っておりますけど、これは現年の追加分というふうなことでございます。

286ページは、給与費の明細関係でございますし、289ページは継続費の調書、290ページは地方債の調書となっております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑は、ページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 275ページ、歳出のほうですが、6目改善センターの先ほど八手と西越センターのということで、非常に経費的にも大きいわけですけども。これ気圧の関係というふうなこと、例えば施設全部をそういうふうにするのか、それとも一部の区域だけをするのか、その辺。

それともう一つ、281ページ、消防費のほうですが、物資関係です、間仕切りテントですとか。かなりこれ量的にも多くなるかと思うんですが、こういった保管庫というか、今センターを見ますと、余り保管するようなスペースというのはそんなにないもので、その辺物資を、じゃほかにどこか別のとこに置いて、いざというとき運ぶようになるのか、それとも各センターにそれぞれある程度、西越とか八手には例えば毛布は何枚ずつ置くんですよとか。今防災の倉庫がありますけど、何か全部入れると、どの程度今スペースが使っているのかわかりませんが、そんなスペースはないんじゃないかなという感じがしますが、その2点についてちょっとお尋ねします。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） まず、施設全体について、工事関係について、今のところ八手、西越の全体をやりたいなというふうに考えておりますが、気密性のまず調査をスタートしてというふうなことになります。ただ、考えておりますのが八手地区につきましては、それぞれ150人前後ぐらいの、

八手については180人ぐらいの収容人数というふうなこと、西越については150人ぐらいの収容人数というふうなことで、それぞれの施設で避難できる方の人数の上限を一応考えております。その中にはホール関係も入っております。ただ、事業費が割り当てでございますので、全部同時にできるかというふうな部分は、ちょっとまた実際に調査をして実施設計組んでみないと。これ単独費つけ足すわけにはいきませんので、工事費について大きな単独費はつけられませんので、その辺の部分、全体の中、調査をして、まずというふうなことになるかと思えます。今の段階では施設全体をやりたいというふうに考えております。

それと、物資についてであります。ご指摘のとおりでございますが、今考えているのは少しでも整理して屋外の、そのための備蓄の倉庫がございますので、そこにできるだけ入れたいとは考えておりますが、その段階でちょっとはみ出すものがありましたら、ちょっとまた考えなきゃいけないかなと思えます。というふうなことでよろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 285ページをお願いいたします。野球場の整備工事についてなんですが、これ工期はいつからでどのぐらいの期間かかるのかということをお伺いいたします。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） 予算成立後、1週間程度で行いたいと考えております。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） そうしますと、きょうこれがこれで補正通れば、もうすぐ発注かかって工事に入るという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） 天候の状況にもよりますけども、1週間といってもその前の準備工事もありますので、実際には取りかかるまでに1週間かかって、実際の工事は本当1日、2日で終わらせるという状況です。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） そうしますと、今現在の野球場が使用できるように、3月入りしましたんで、使用できますが、その辺について利用者のほうに特にこの日は使えなくなりますとかという感じにはなくて、平日の間で今ご答弁のとおり終わるという認識でよろしいでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） はい、そのとおり平日中で終わりたいと思っております。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 続きまして、284ページの校舎、体育館外壁等の改修工事の減額が5,000万上がっているんですが、これは12月定例会のときに中学校の体育館と外壁等の改修工事で2億2,000万たしか予算がつけたような工事だと思えます。2月24日の臨時会で1億2,500万でしたか、入札という

ことで工事契約を結んだと思うんですが、その工事によろしいですか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） おっしゃるとおり12月に2億ちょっとの補正予算をいただきまして、その補正予算の中には外壁工事といいながら、外壁とあわせて屋上防水の工事も含まれておりました。それで、今回2月に皆さんに承認いただいた工事については、全くの外壁工事のみということで、後で新年度予算が出てくるんですけども、新年度予算のほうで別の補助を使った工事で屋上防水をやるということで5,000万ほど減額して、予算を約2億ちょっととっていますんで、この間可決してもらった金額でも、あともう3,000万ぐらい実際は変更が出た場合のための予備のお金もまだ残しておいてありますけども、そういう意味で天井部分を外してある工事を28年の当初予算にのせたということで減額してございます。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） そうしますと、減額の5,000万というのは、単純に12月に予算計上された金額から工事請負金額を差し引いた分だと計算が合いませんよね。そのところは屋上の工事の防水工事のほうに回ったということで、その差額が出ての開きがなったというふうに理解してよろしいですか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） そのとおりでございます。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 今の質問にちょっと関連するんですけども、その前の283ページの委託料なんです。これかなり当初の金額からすると、相当な減額になっているわけですが、特に外壁等の改修工事設計業務委託料減ですが、今回が118万8,000円。当初は、600万ぐらいあったんですけども、何月かな、大分減額、300万ぐらい減額しているんですけども、その辺についてちょっとご説明いただきたいと思いますが。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） これにつきましても12月の補正で工事請負費と一緒に委託料を計上したんですけども、入札の差額が大きかったということで減額をさせてもらっています。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 入札の金額がそんなに違うんですか。びっくりしたもので、何かあるのかなと思って。当然そうしますと、その下の工事監理業務委託料の減、これあたりもみんなそうなんですか、入札の関係で安くなったと見ていいんですか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） 委託料につきましては、ここに2本計上してありますけども、どちらも設計業務については全くの入札を行いまして減額しております。あと、監理業務についてはその設

計業者と打ち合わせをした中で随契を行っているんですけども、そういうことで実際にこの金額で私どもができるという金額で委託業者と契約をしております。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 特に改修工事設計業務委託料の減ですけども、600万が半額……半額以上、609万2,000円だったものが418万8,000円もこれ減額になったということですよ。こんな、大体見積もりがちょっとおかしいんじゃないですか、当初の見積もったのが。半額以下ですよ。その辺はどうですか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） 建設省の指針に基づいて設計をすると、600万ぐらいの金額が出てくるんですが、あとは実際に入れてもらった業者の企業努力でこの金額になったということとしか私どものほうでは言えないんです。実際にはじくと600万超える金額が出るんです。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） いや、どう考えてもそれはおかしいんじゃないですか。1割、2割、例えば下がったとか減額ということはまだまだわかるけども、半額以下ですよ。そんな見積もりの仕方ないと思いますけども。ちょっと理解できません。今後こういうことがあるはずですよ、そうしますと。ちょっと予算の組み方をもう少し考えるべきじゃないでしょうか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） これについては、建設省の指針に基づいて算定するとそうなるということで、あとは企業努力によって下げてきたというしか言いようがないので、建設工事と違ってはつきり言いまして、資材を投資しているわけではなくて、机上で設計しているところが大きいもんですから、業者の努力によってこの金額になったということでございます。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 今田中議員のほうに関連させて申し上げますけれども、私今ちょっと調べましたが、屋上防水工事ですと2,160万ですよ、さっき5,000万というふうにご答弁いただきましたが。やっぱり今田中さんがおっしゃるとおりだと私も思うんです。今回も5,000万の減額になっている。そして、ちょっと調べましたらアスベストの除去のときは1,700万のやっぱり減額が出ています。床工事のときも780万以上も出ているんです。そうしますと、やっぱり田中さんがおっしゃるとおり、当初の見積もりがやっぱりちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますが、その辺いかがですか。

○議長（山崎信義） 教育課長。

○教育課長（山田 栄） 予算に見積もる場合は、全くの概算で見積もりますので、平米数掛ける単価というような状態でお出しておりますので、実施設計をすると下がるのが通常でございます。ちょっと差額がそれが大きくなったというのはあるかもしれないんですけども、予算で出した段階では

全くの本当の平米数掛ける単価ということで、本当の概算で出しておりますので、そこら辺はご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） それはおかしいって、どう考えても。やっぱり実際の金額に近づけるような工夫しなきゃだめだと思います。ただ国が出しているのに合わせてやっているって、それで済むものじゃないと思いますけど。これからまた検討してください。こんな言ったってだめだから。

○議長（山崎信義） また後で、じゃデスクでお願いします。

2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 266ページの中で19区分の中の地方バス関係でございますが、これ減になっておりますが、この減になった内容を聞かせてください。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） このバスは、北越後観光に対する補助というふうなことでございます。それで、実際バスの期間につきましては10月から9月までの運行を対象としております。それで、実際バス路線の収支を見た中で全体を補助しているような形でありまして、今回はどちらかというところ、当初の予算のほうがちょっと多かったかなというふうな部分で、今回バス会社からの申請の補助の分が減額になっているというふうなところでございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） そうしますと、町単独で補助金関係をやっているのか、それとも国の中で町のほうにバス関係の補助金いただいているのか、その辺はどういうふうになっておりますか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） この路線につきましては、町単独の路線でございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今なぜ私がこういうお話をさせていただくかといいますと、バス関係で特に海岸地区なんですけども、高齢の方で足がないんだよというような中で、非常に困っている方が多いです。その中で減にならないように補助金を余計出してもいいから、バス路線を回数を多くしていただけるような手だてみたいなのができるかできないかというのは、どういふものでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 基本的に過疎地のバス会社につきましては、大変厳しい営業の中でやっております。それで、年1回バス会社との打ち合わせをするんですけど、どちらかというところバス会社は意外と引くという形に今はあります。というので、その部分を何とかバス路線を維持したいというふうな部分をお願いしているというふうな状況でありまして、前回の2月の全員協議会でもちょっとお話しさせていただきましたけど、長岡駅線につきましては1便減便というふうな厳しい状況の中です。今回のこの部分につきましては、車庫と出雲崎駅、あと大寺の部分でございます。

すが。大寺さんもいろいろ議論はありますけど、トータルでバス会社は考えてというふうなことであります。今の段階では何とか維持でというふうなことで、ただ増便となりますとやはり厳しい状況にあるのかなということ。たまたま昨年度は、燃料代が低くなっていた状況になりました。ただ、一昨年は物すごく高い状況でありました。それによってすごく収支が変わるというふうなことで、こういうふうな変動も出るのではないかなと思いますが、現状をできるだけ維持していただくような形でバス会社とは交渉しております。

以上です。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 260ページなんですけど、県補助金ということで、4目農林水産業費県補助金ということで、環境保全型農業直接支払交付金の減額、例えばそれと多面的機能支払交付金の減ということで数字が大分減額になっておるんですけども、予定していたものと相当申込者が少なくなったとかいろいろそういう面があるのかどうか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） ただいまの件でございますが、これにつきましては各環境保全につきましては個人が対応するというところでございますし、多面的機能につきましてはその地区、地区で組織をつくっていただいでやっていたというところで、年度に初めに事業計画を出していただいた中において、個人においたり地区において実績がそこまで伴わなかったことによりまして、面積の減額によることによって減になったということでございます。よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 多面的機能支払交付金ということで今説明はお聞きしたとおりだと思います。例えばの話、今まで事業主体となっている組織が現実にはそこまでクリアできなかったのも、減額になったのか、そこらの話をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 多面的機能につきましては、全地区ということではなくて、その地区で部分的に面積が減ったということでございますし、環境保全につきましても環境保全ですと冬期湛水の設置、堆肥の施用といろいろあるんですが、そういった中において条件が整わなかったために堆肥散布ができなかったとかそういったこともありますし、地区の多面的機能においては地区によって行事といいますか、草刈りですとかいろいろなものを予定しておたただろうけども、それがちょっとできなかったとか、そういった面の絡み、それと多面的については面積の見直しがちょっとございましたので、その辺の減が大きいという、今ほど言いました作業というよりは面積の減でございます。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 私が先ほど聞き漏らしたかもしれませんが、266ページで19節であります。外灯

修理に関連するもの、これLEDに交換するということでございます。先ほど集落別というお話があったやに聞きましたが、具体的にこれどこの集落を対象として始めるのかということと、LEDに交換していく必要性のある電灯が、町が投じて交換の必要のあると思われるような箇所は、全町的に何カ所ぐらいを見ておられるか。それと、これ省エネ電灯、LEDに交換するのは何年ぐらいを見越して順次交換を進めていこうとしているのか、この点についての答弁をいただきたいと思えます。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） ちょっと私の説明不足でございました。これは、集落管理の防犯灯、外灯でございます。したがって、集落のほうで大分年数がたって古くなってきたというふうになりますと、交換したいというふうなお話来ますと、今ですんで、LEDをご利用されたらどうですかというような形で集落のほうにお勧めしているというふうなものでありまして、最高3万円までの助成をしているものでございます。それで、実際今時点、これは集落ですんで、全町にわたっての数になりますんで、ちょっと把握は私どもできないんですけど、ことしに入って21件ぐらいご要望があります。それで、今ちょっと待っていていただいているような集落もあります。ということで今どちらかという、1件当たり金額も違いますけど、やはり安価な、電灯料が今度安くずつとなるというんで、集落のほうは全てみんなLEDに今後は修理を必要とする場合、かえていきたいというふうなほとんどご要望でございます。

以上です。

○議長（山崎信義） 課長、何年ぐらいかけるかという。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 何年というか、壊れた部分を全て修理の対象にしておりましたので、その器具によっては10年使っているものもあるみたいですし。ただ、当然もう壊れてつかないというような形で今申請が出てくるのがほとんどでございます。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 今の質疑に対する説明はわかりました。これ町が直接的に管理しなければならない外灯等があるかと思いますが、それらについても当然のごとく、当初の初期投資は当然LED、まだ高いですからお金がかかるわけですが、将来的に省エネの考え方から進めていく必要があるんだろうと思いますが、そういった計画等について今手持ちで持っておられるものがあつたら説明をいただきたいと思えます。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 実際町の防犯灯の管理となりますと40台、交通が130台というふうな結構な台数持っております。それにつきましても部品交換というか、物の交換が必要になった場合というふうな形で順次LEDに現在かえていっておりますけど。実際いろいろ1基当たり町が持つものは

やっぱりちょっと高額になりますので、全てというわけじゃありませんけど、故障して取りかえが必要になった段階のものは、全てLEDにかえていっているというふうな状況でございます。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 271ページをお願いいたします。保育園の関係なんですけど、保育対策総合支援事業ということで補助金なんですけど、先ほどちょっと私聞き漏らしていたら大変申しわけないんですけど、当町2つ園がございまして、その配分というのはどういったような、補助金の配分はどのようになっているのかと、どういったような事業のほうに使われていくかということでご答弁をお願いいたします。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） このたび上げました保育対策総合支援事業でございますが、これは出雲崎保育園、小木之城保育園、いずれも同額の補助金を交付するという内容になってございます。補助事業の内容といたしましては2つございまして、1つが保育支援システムを導入すると。このシステムは、先ほど総務課長のほうの説明にもございましたとおり、園児台帳、指導計画、保育日誌が一連的に日常の業務ができるシステムを導入するというものが1つです。いま一つが見守りの無線カメラを設置すると。各園4台ずつ設置をして保育業務を効率的に、また安全にやっていきたいというふうな事業内容のもとで行われるもので、それに係る経費について全額町のほうが補助するという形の予算になっております。よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 今のご答弁で理解をいたしましたけど、この支援事業なんですけど、こういったのは例えば以前からそこに預けている保護者等からよくお話を聞く中で、病児、病後児保育というんですか、そういったものようなところに台帳の整理とかも必要なんだろうけど、もちろんカメラも必要だろうけど、そういったような利用者のニーズに応じていくようなふうに町として指導という言い方が適切かどうかわかりませんが、園のほうに働きかけていくということはできるんでしょうか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） このたびのこの事業につきましては、国の4分の3の補助金をもらっている事業で、このたびの国の補正予算の中で新たにこういうメニューが追加されたもので、そのメニューを保育園としては実施したいというふうなことで予算編成させていただいたものでございます。そういった今ほどお話しのような事業等については、今回の補正の中にはメニューに入っておりませんので、このたびそういった予算措置はしてございません。

以上です。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） そうしますと、国のほうからこういう事業が出たということで、それが幾つか

メニューがあるんでしょうが、そこにそういった保育もいいですよということで国のほうからあれば、町としてもそういった方針で働きかけていくこともできなくはないということで理解いたしますが、よろしいですか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 園の保育方針を尊重した上で実施していきたいと思っております。以上です。

○議長（山崎信義） 4番、高桑佳子議員。

○4番（高桑佳子） 271ページ、児童福祉費の児童福祉総務費のほうで放課後児童保育の指導員の賃金減というのがありますが、こちらのほうは当初1名募集の見込みが今現在で結局見つからないということで減になっているものでしょうか。そのところをまだ募集かけていらっしゃるのかどうかもあわせてちょっとお聞きしたいと思います。

めぐりまして、272ページの予防接種関連で、予防接種と健診の委託料の減が軒並み入っているんですけども、補正前の額から比べますと9割方の受診はあったのかなというふうに感じますが、受診率はどのくらいになっているかお聞きしたいんですが。まだ3月ですので、確定ではないと思いますが。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 271ページの放課後児童保育指導員の賃金の減でございますが、今ほどご指摘のとおり、当初今年度6年生まで拡大されたというのも含めまして、常勤3人体制ということで予算を編成させていただきました。1人ずつと募集を継続しておりまして、去る1月の下旬に応募がございまして、今お勤めいただいて、現在は3人体制になってございます。そういった経費を年間の精算をさせていただいて、賃金が不用になるので、この額を減額、このたびさせていただいております。

それと、272ページの予防費の定期予防接種委託料の100万円の減ですが、この中身といたしましては今年度から定期接種になりました高齢者の肺炎球菌、これは65歳から5歳刻み年齢なんですが、そちらが当初360人程度を見込んでいたものが210人程度で少なかったというふうなのが半分と、あとは高齢者のインフルの予防接種がちょっと例年より少なくて、こちらのほうがおおむね50万ぐらいで、そちらのほうの減額となっております。

それと、健診の受診率でございますが、申しわけありません、ただいま手持ちに資料がございませんので、後ほど答弁をさせていただきたいと思っております。

○議長（山崎信義） 5番、田中政孝議員。

○5番（田中政孝） 277、5目の地域交流施設費の委託料の減です。指定管理料が50万減になっていますが、当初370万かな。50万円少なかったということは、勤められた方が時間が短かったというふうに理解していいんでしょうか。例えば夜の勤務が少なかったとか、その辺ちょっとお聞きしたい

と思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 議員さんのおっしゃるとおりで、当初予算では夜間の分も含めまして指定管理料を算定してございましたが、夜間の使用が少なかったということでその分減ということでご理解いただきたいと思います。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第6号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第6号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

（午前10時38分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時50分）

○議長（山崎信義） 先ほどの質問の件について保健福祉課長から答弁の申し出がありますので、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 先ほど健康診査及びがん検診関係の受診率ということでご質問をいただきました。今ほどちょっと確認はしたんですが、今年度の受診率につきましてはまだ数字のほうに取りまとまっていないということで、申しわけございませんが、現段階ではお答えしかねますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） 4番、いいですか。

◎議案第7号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第7号 平成27年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第7号、国保特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、今年度の実績見込み額に基づきまして、2款の保険給付費、6款の介護納付金、7款の共同事業拠出金等を減額しております。

一方、歳入予算では、交付決定等に基づき、5款国庫支出金、6款療養給付費等交付金、9款共同事業交付金等を補正しました。

また、国保特会の財政基盤強化のための一般会計から500万円を繰り入れ、運営準備基金からの繰り入れを減額しております。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ2,061万3,000円を減額し、予算総額を6億5,904万2,000円とするものでございます。

なお、補正予算につきましては、去る2月16日開催をいたしました町国民健康保険運営協議会におきまして、ご承認をいただいているところであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の230ページをお願いいたします。11款繰入金となります。1項の他会計繰入金では、一般会計から500万円を繰り入れをいただきまして、国保会計の財政基盤の強化をしております。これによりまして2項の基金繰入金のほうを減額いたしまして、今年度の基金取り崩し額は1,000万円となりました。これをもちまして27年度末基金残高は、5,353万9,000円を見込んでおります。なお、国保特会の財政状況等につきましては、議会資料35ページ以降にございますので、ご参考にお願ひ

いたします。

以上です。よろしくご審議願います。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 今ほど課長から説明があった繰入金の追加あるいは一般会計からの繰入金の追加、そして基金の減ですけども、資料の35ページのほうですけども、平成27年度収支差引額が3,500万、単年度収支、マイナスの655万、実質収支、マイナス2,155万。単年度収支がどんどん、どんどんある意味悪くなっているというふうな感覚がいたしますが、今回はたまたま一般会計からの繰り入れが500万あったことによって、あるいは法定外繰入金があったことによって持ちこたえているわけでございますけども。基金残高、そしてまた今後一般会計からの繰入金がこのような形で推移していかなければ、この事業会計はもたないというふうに感覚でおりますけども、どのような見通しを立てられますか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） ご指摘のとおり国民健康保険事業につきましては、全国的に構造上の課題を抱えているものでございます。いわゆる加入される方が会社等退職された方ですとか高齢の方で所得が低いですとか年齢が高くなりますので、勢い医療費がかかると。幾つかの構造上の課題を抱えているところでございますが、平成30年度にはこの財政が新潟県の都道府県の広域化されることになっております。しかし、そうなりましても、町の国保会計からの納付金というものがあるわけでございますので、長期を見据えた中の財政基盤を強化していくというふうなことで先日の審議会でも話し合われたところでございます。ここにございますとおり基金を最低5,000万程度は、毎年確保した中で運営をしていきたいという一つの方針がございまして、今議会にも提案させていただきますが、国保税のほうも当分の引き上げ等もさせていただいた中で、財政のほうを安定的に運営していくように努めたいと思います。また、一方歳出のほうにつきましても、保健事業等をさらに強化した中で、極力支出を抑えるというふうな形で努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 基金ですけども、5,000万というラインは、多分これ崩せないんだろうなというふうに思っています。5,000万円を切ってきたら一般会計から繰り入れあるいは大変なことになってくるんだろうなというふうに思いますけども。今課長がおっしゃったように、どうしても構造上、生活弱者といいますか、定年退職した方あるいは収入が少ない方等々がこの会計に入っているわけですけども、その中で減免というものが出てきます、何割減免、収入によってあるいはいろいろな減免が出てきますけども、それも少し見直す必要があるんじゃないのかなというふうな気がい

たしますけれども。というのは、歳入はもう決まってきているわけですから、こうやって人口もどんどん、どんどん減ってくる、そしてまた逆に高齢化が進んでくれば医療費がかかってくる、どんどんかかってくるということを目に見えてわかっているわけですから、その辺も少し手を入れていかないと、この会計自体がもたないんじゃないかなというような気がいたしますけど、その辺はどう考えますか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 今ほどの減免は、国保税の低所得者の軽減措置ということでお答えさせていただければ、これは国の政令の中で定められているもので、やはり納めるといっても均等割分の低い額を納められない方もいらっしゃる、これはやっぱり社会としてその方を支えていく。ただ、その分については当然国、県、市町村のほうで補填する制度になってございますので、低所得者の減免があることによって、国保財政が厳しくなるという仕組みにはなっておりません。総額を法定内で繰り入れるという制度をとっておりますので、国保財政に与える影響は余りないものというふうに理解しております。

以上です。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） これだけの金を持っていてもインフルエンザあるいはノロウイルス等が大流行した場合には、一発で潰れてしまう会計かなというふうに思っております。ですから、支出を抑えるということよりも、予防に力を入れていただいて、それがかえって支出を減らすことになるんじゃないかなというふうに思っていますので、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 今中川議員のちょっと関連しますけども、先日CKDの講演会、初めて出席させてもらったんですが、そのときの講師、先生が言われると三百数十名参加されたわけですけども、一番必要な40代、50代の方が本当に少ないというふうなことで、今の特別会計にも関連しますけども、今町はとにかく健康になっていただきたいということで、数年前からやって、本当に一生懸命やっておられますけども。ただ、それにはやっぱりかなり年数がかかるんだというふうなことでございますので、その辺の見通しと、それともう一つ、仮に人工透析等の多額な医療費かかるわけですけど、それは国保の方だけで、例えばここ町民が普通の健康社会保険です、そちらに加入されている方がそういうふうな透析とかそういうふうになった場合の国保というのは、全くこれ関係ないのかどうか、その2点ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 若年者の方の検診の受診等または健康づくり等については、当町も含めてどの自治体も力を入れているところでございますが、いろいろな事情があって、なかなかその成果があらわれないというところでございます。当町も未受診者の文書だけじゃだめなんで、訪問

をして受診を勧奨したりあるいは電話勧誘で個別に勧誘したり、想定できる対策は日々努めているところでございますが、結果が伴うよう、これからも精進して頑張りたいと思っております。

それと、透析に係る医療費でございますが、これは基本的には保険者のほうの負担が一番大きくなりまして、出雲崎、透析になる方は比較的高齢の方が多くなります。出雲崎の場合は後期高齢、75歳以上の方が非常に多いので、後期高齢の保険と、あと障害福祉サービスのほうで補填するという形になっております。正確な人数はちょっと今把握してございませんが、国保の方も何人かいらっしやいまして、その方に係る医療費等については国保会計のほうから支弁しているという形になってございますし、被用者保険については各入っている保険者が支払っているかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 例えば関連しますけども、今ちょうど働き盛りのときは社会保険でやって、そして定年になってから国保に移るとというのが一般的ですけども。そうなりますと、実際国保も負担がなかなか減るといことはないので、増えるばかりだと思ふんで。それと、例えば一番先ほど言いました40代、50代の方は大体社会保険の方が多いわけですけど、そういったところできちっとやっていただければ、今度国保に移ってからも例えば健康面のものはかなり防げるんじゃないかなと思ふんだけど、その辺の働きかけとかやっておられるのか、その辺の今後の考え方について伺います。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） おっしゃるとおりです。今日本の健康づくり、また医療費等の対策の基本は、各保険者が各保険者の被保険者を健康にするように各健康づくりの運動、保健事業等を進めなさいというふうな形になってございます。それが一定のレベルを引くと補助金の減算とかよくできている保険者には加算というふうな、いわゆるペナルティーみたいな制度も仕組みをとりながら、各保険者が自分の被保険者を健康づくりをして、最後は全て後期高齢者の医療保険に入りますので、後期高齢のほうあるいは介護保険の余り支出がないような形という日本全体のそういう医療体制の仕組みにはなっております。当然国保のほうは、被用者保険から入って高齢の方もいらっしやるんですが、国保は今度その後は後期高齢になりますんで、国保に加入していただいている間も保健事業に力を入れ、その予防活動を充実して、年を重ねても健康で生活ができるように努めているところでございまして、できれば要介護状態にならないような形で保健事業に力を入れているところでございます。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） それで、やっぱり今盛んに健康会社と申しますか、各職場についてもこういったふうな健康について非常に力を入れてくださいと。それがまたひいては企業のプラスになるし、

イメージアップにもなるというようなことで今やっておるんですけども。本当にやっぱり若いとき少しでもそういうふうな例えば職場の健康診断ですとか、そういったものを徹底するということがやはり国保のほうに移ってきた場合の負担も少なくなると思うんで、また機会がございましたら、またこれはずっとそういう機会があるのかどうかわかりませんが、ぜひ職場関係でも大いにそういったものを進めていただきたいと。中にはそういうのはほとんど無頓着というか、余りほとんど考えていないというふうな職場も一部にはあるような感じがしますので、その辺機会がございましたらぜひ国保だけじゃなくて、社会保険の段階からも全部つながっていますので、その辺もお願いしたいということを、ぜひまたそういうふうな要請もしていただきたいなと思いますが。

以上でございます。

○議長（山崎信義） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） ありませんね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第7号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第7号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）
について

○議長（山崎信義） 日程第7、議案第8号 平成27年度出雲崎町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第8号、介護特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの主な補正は、歳出予算につきましては、介護サービス給付費等の実績見込みに基づきまして、2款の保険給付費から5,016万9,000円を減額いたしました。

一方、歳入予算では、4款の支払基金交付金、7款繰入金等を歳入見込みに基づきまして減額いたしました。

これらによりまして、歳入歳出からそれぞれ5,163万円を減額し、予算総額を6億9,967万円とするものでございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

補正予算書の248ページをお願いいたします。2款の保険給付費でございます。介護保険事業につきましては、本年度から第6期の計画がスタートいたしました。本年度の保険給付費は全てのサービスにおきまして、当初見込んでいた数値よりも減少いたしました。これは、高齢者の方の死亡が大変多かったということが主な要因と思われまます。26年度から要介護認定者、それと要介護認定者の中でサービスを利用される方の数が減少してきておりまして、そのために給付費のほうが少ないというふうな傾向を示しております。

一方、介護予防サービス費でございますが、こちらのほうは増加しているというふうな状況でございます。これらの状況を踏まえまして、このたび所要の補正をさせていただきました。

以上でございます。よろしくご審議願います。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） 248ページ、お願いいたします。今ほどの介護サービス給付費の件なんです、課長のほうから高齢者の死亡が多かったということで全て減額になったというような説明がありましたけど、町のほうの取り組みもあってのことと思うんですが、今後もやっぱりこういったような感じで推移をしていく感じになるんでしょうか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 26年度から要介護者の数が減ってきておりまして、今年度も数が低くなっているというふうなことで、第6期につきましては当初結構高目に見込んでおったんですが、

当初計画よりも少なくなろうというふうに見込んで、先日の介護の事業計画の委員会のほうでもご審議をいただきました。当初予算のほうにつきましても同様の傾向の形で編成をさせていただいております。

以上です。

○議長（山崎信義） 9番、仙海直樹議員。

○9番（仙海直樹） そうすると、皆さんが納めている保険料というのは、この期間中は一定ですが、また次のときになると低くなるというか、安くなるということはあるのでしょうか。

○議長（山崎信義） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 介護保険事業の場合は、3年間をもって収支を均衡するという建前がございまして、実は今年度も給付費が下がった分、相当額等につきましても、基金のほうに積み立てるような形になってございます。介護のほうの基金は、毎年増えている状況でございます。次期、第7期の計画策定に当たっては、基金を活用することによって見込みを立てた保険料よりも低い価格で設定することは可能でございますが、またその段階で試算して、どういった状況になるかは逐次ご報告をさせていただいてご協議をさせていただきたいというふうに思っております。

○議長（山崎信義） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） ありませんね。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第8号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第8号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

◎議案第9号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）

について

○議長（山崎信義） 日程第8、議案第9号 平成27年度出雲崎町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第9号、簡水特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度の簡水特会におきましては、継続して実施しております老朽管の更新工事のほか、松本、小木の両浄水場にあります非常用発電機の更新を行いました。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれの補正額3,578万円を減額し、予算総額を1億8,356万1,000円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出の265ページをご覧ください。1款1項1目一般管理費の給料、職員手当等の追加は、制度改正によるものでございます。

27節消費税でございますけれども、今年度は平成26年度事業の大釜谷浄水場建設工事などによる課税仕入れが使用料収入などの課税売り上げを大きく上回ったことから、消費税の納入がなくなりましたので、全額を減額いたしました。また、消費税の還付がありましたので、上のページになりますが、雑入に還付金330万円を計上しております。

歳出に戻っていただきまして、次の266ページをお願いいたします。2款1項1目維持管理費の各節につきましては、それぞれ維持管理の精算見込みによる減額でございます。

3款1項水道施設費、1目配管布設整備費の15節管路工事費の減額2,400万円と大きな額でございますが、老朽管更新工事に係ります国費の配分が要望額を500万円ほど下回りましたことによりまして、直接的には1,500万円の工事費の減額につながるんですけども、補助対象とならない部分などを考慮した中で、予算の段階では管路更新全体で単独費を500万円ほどつけ足ししてございます。また、このほかの工事等の部分でも執行残がございましたもので、この金額となっております。

2目取水施設整備費では、今年度、上中条の浄水場におきまして、山の上にあります配水池の内部の防食、防水工事、これとろ過タンクのろ材交換を予定しておったところでございますけれども、

防食工事の施工に当たりまして、水槽内部のコンクリート面の劣化が予想以上に進んでいましたことから、この修復に手間がかかり、防食工事の完成が2月までずれ込んでしまいました。このためろ材交換工事につきましては、今年度の施工を取りやめて28年度に先送りをしたいということで減額をさせていただくものでございます。

戻りまして歳入、261ページでございます。1款の分担金は、川西ひまわりハウスを追加し、今年度一般の新規加入1件と合わせて9件分となりました。

2款の使用料につきましては、実績見込みによります減額でございます。

次のページ、3款の国庫支出金、5款の繰入金、ページが飛びますが、8款の町債、これにつきましては歳出の減額あるいは前年度繰越金の追加、消費税の還付などに伴いまして減額調整をさせていただいております。

また、起債の借入額に変更がありましたので、258ページ、第2表、地方債補正、それから270ページの地方債の現在高の見込みに関する調書に変更がございます。

また、補正予算給与費明細書が268ページでございますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 長く議員をやっていて恥ずかしい質問ですが、ちょっと教えてほしいんですが、ページ数で262ページと263ページでございますけども、歳入。一般会計からの繰り入れあるいは基金繰り入れ、そしてやっておられるわけですけども、まず263ページの水道施設修繕工事費減、これは貯水場だということ今理解いたしましたけど、その中でその上ですけども、262ページですけども、消火栓修理費減60万、その下、消火栓修繕工事費減5万円。修理と修繕って、どう違ったんですか、ちょっと教えてください。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 消火栓の修理費というのは、歳出のほうの11節の修繕で実施をいたしております消火栓が傷んだときの直しに係る、11節で執行している部分につきまして総務課の消防のほうとやりとりをする中でこの修理という文言を使っております。それから、その下の消火栓修繕工事費減というのは、15節の工事費で執行しているものにつきまして修繕工事費減という言い方で、11節で15節であるかで分けてございます。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 歳出の11節の需用費、今266ページです、需用費で出てくるか、15節の工事請負費で出てくるかによって、どちらもこれ修繕費になっていますけども、歳入のほうは今度はそれが修理になったり修繕になったりするということで理解すればいいのでしょうか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） これ予算書の文言で、済みません、ずっと以前からこの文言で引き継いでおりますので、文言的に修理ということと文言が違っておりますが、おっしゃるとおりです。

○議長（山崎信義） 3番、中川正弘議員。

○3番（中川正弘） 何か1枚ペーパー下さい。何節で出てきたときには修理なんですよ、何節で出てきたときには修繕なんですよというのは、どこかでまた飛んじゃうんで、そうすると修理と修繕ってどう違ったんだっけなど。それで、逆に修繕のほうが、当然修理、修繕という言い方しますよね。だから、修繕のほうが小さいものかなと思ったら、いやいや、そうじゃない、修繕費のほうが金額が大きかったりするわけです。だから、ちょっと頭の中こんがらがっちゃうんで、支出のほうに関係してくるんだというふうに理解して終わります。

○議長（山崎信義） 6番、三輪正議員。

○6番（三輪 正） 264ページの雑入の2目です、1節の弁償金です、原子力災害弁償金というのは、これは何かあったんですか。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） これにつきましては、東日本大震災によります東京電力の原子力災害、これで風向き等で福島から新潟のほうへ放射線が飛んできた。それが一般的には河川等に流れて、河川で取水している水道事業者は、こういった原子力災害の影響を受けて発生する汚泥の管理とかで大分苦勞されております。これが新潟県全体では、私どもの出雲崎のような深井戸で取水をしているところについてもきちんと放射線に関する水質の管理をなさいということで、継続してずっと行っているものでございますけれども、私ども井戸が9カ所ございまして、1年間に1カ所の井戸に月3回ずつ放射線の検査をしております。この経費について東京電力さんのほうに請求をしているというものでございます。

○議長（山崎信義） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第9号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第9号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

◎議案第10号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正
予算（第1号）について

○議長（山崎信義） 日程第9、議案第10号 平成27年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第10号、特生排特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

このたびの補正予算は、年度末を迎えまして各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額70万円を減額し、予算総額を1,720万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、275ページをご覧ください。浄化槽維持管理費の委託料の減額でございますけれども、浄化槽の維持管理業務の中に年5回の点検調整作業がございます。浄化槽法では、この点検回数につきまして浄化槽の機能が正常に保たれていれば、町が設置している浄化槽は20人以下の浄化槽でございますが、この場合1年間に3回を下回らない範囲で適宜実施するものとされております。これまで浄化槽の管理上、特段の異常もなく機能しておりますことから、管理受託者とも協議をした上で点検回数を3回といたしましたことによる減額でございます。

歳入、前のページをご覧ください。1款使用料は、前年度の収入実績から若干の追加をいたしました。2款の一般会計繰入金は、歳出の減額と使用料あるいは前年度繰越金の追加により減額をいたしております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第10号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第10号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

◎議案第11号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）について

○議長（山崎信義） 日程第10、議案第11号 平成27年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第11号、農排会計補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度の農排特会では、継続しております出雲崎地区処理場の機能強化工事で、機械設備機器4台、電気設備機器1台の交換を実施いたしました。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額165万1,000円を減額し、予算総額を1億3,740万

円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、286ページをご覧ください。1款1項1目の給料、職員手当の追加は、制度改正によるものでございます。

27節消費税の追加でございますが、消費税は納める金額によりまして、年に1回、2回、4回と納める回数も異なっております。本会計の場合は、昨年度までは納める金額がおおむね46万円前後でございました。ですので、毎年1回、9月の確定申告で納めております。今年度は、消費税が8%に上がりました平成26年度分の申告になりましたので、9月の確定申告の段階で72万円を納めております。これで納付額が48万円を超えますと、次年度分の消費税の納付回数が3月と9月の2回になりますので、今年度は3月中に中間金といたしまして、9月に確定した72万円の半額を納付することとなったために必要となったものでございます。

2款1項1目の委託料並びに工事請負費は、執行残の整理になります。

下の287ページ、2款2項1目の委託料、工事請負費も執行残の整理でございます。機能強化対策に係ります事業につきましては、平成25年度から実施をいたしましたけれども、3年間で事業費4,700万円をかけ、主要な機器19台の更新あるいはオーバーホールを実施いたしまして、今年度終了となっております。また、メンテナンスにより注意をし、長く使えるように努力していきたいと思っております。

公債費関係は、財源更正になります。

戻りまして、歳入、283ページでございます。1款の分担金は、川西ひまわりハウス8件分の追加でございます。

2款の使用料関係は、収入見込み額を追加となっております。

次の284ページ、3款国庫支出金と285ページ、7款町債は、交付金事業の機能強化工事が減額となりましたので、それぞれ減額いたしております。

また、起債の借入金の変更がございますので、280ページ、第2表、地方債補正、それから290ページの地方債の現在高見込みに関する調書に変更がございます。あわせまして、補正予算給与費明細書が288ページでございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第11号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第11号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

◎議案第12号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（山崎信義） 日程第11、議案第12号 平成27年度出雲崎町下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第12号、下水道特会補正予算につきましてご説明を申し上げます。

平成27年度は、下水道特会におきましても久田浄化センターの長寿命化対策を行っており、機械設備機器の交換を実施いたしました。

このたびの補正予算は、年度末を迎え、各費目の計数整理をいたしました。

これによりまして、歳入歳出からそれぞれ補正額230万円を減額し、予算総額を1億8,440万円とするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

歳出、295ページお願いいたします。1款の職員手当追加につきましては、制度改正によるものでございます。

2款1項の15節長寿命化対策工事につきましては、汚水ポンプなど機器6台の更新あるいはオーバーホールを実施いたしまして、残予算を減額いたしております。

前のページになります。歳入では、一般会計繰入金を減額しております。

また、給与費明細書が297ページ以降にございますので、ご覧いただきたいと思います。

なお、下水道会計を含みます町の汚水処理の水洗化状況でございますけれども、今年度は大門のひまわりハウス12世帯と一般の住宅11世帯の水洗化が行われました。平成27年度当初の町全体の水洗化率は94.2%でございましたが、0.7%ほど上昇するものではないかと思われま

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑にはページ、目、節を添えてお願いします。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第12号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第12号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

議案第14号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第12、議案第13号 出雲崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、日程第13、議案第14号 出雲崎町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、以上議案2件を一括議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第13号、14号につきまして関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

このたびの条例改正は、平成27年人事院勧告、県人委員会給与勧告に関連したものであります。

最初に、議案第13号につきましては、勧告に基づき一般職の勤勉手当の支給率の引き上げ改定、若年層に重点を置いた給料表の改定となっております。

議会資料で用意いたしました、一般職の勤勉手当の支給月数を0.1カ月、再任用職員は0.05カ月の引き上げを行うものであります。

また、給料表では、初任給を含む若年層に重点を置いた引き上げ改定となっております。

給料表の改定につきましては、国、県に合わせ昨年4月1日から、勤勉手当につきましては昨年12月1日の遡及適用となります。

また、次の議案第15号では、特別職務分類表の5級に管理職の参事の職務を新たに設けることと関連しまして、管理職手当を追加するものであります。

次に、議案第14号につきましては、一般職の勤勉手当の支給月数の引き上げと同様に国の総理等の特別職、本県知事等の特別職においても期末手当を引き上げております。本町におきましても常勤特別職等の期末手当を年0.05カ月を引き上げる改定をお願いするものであります。平成27年12月1日からの遡及適用として27年分からの引き上げとなります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 議案第13号及び議案第14号について、補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、若干の補足をさせていただきます。

町長の提案説明のとおりでございますが、議会資料で39ページに用意いたしました。国、人事院は、2年連続で国家公務員の勤勉手当の引き上げ、また若年層に重点を置いた給料月額引き上げを勧告しております。県におきましても国に倣い人事委員会が勧告をし、改定となっております。

本町も両勧告に従い同様に引き上げを、また給料表の改定につきましても国より改定率の低い県の改定率に準じたものでお願いするものでございます。

また、総理等の特別職、本町におきましても常勤特別職につきます期末手当の引き上げ、一般職より2分の1となつてございますが、同様に引き上げをお願いするというふうなことでございます。

給料表の改定につきましては、昨年4月1日にさかのぼる遡及適用、勤勉手当につきましては本年度適用ということで12月の支給分ということで、12月の施行ということで6月分も含めた0.1カ月の一般職については引き上げ。常勤特別職については、0.05カ月の引き上げというふうなことになりまして、翌年度につきまして28年度はそれぞれそれが6月と12月、2分の1ずつに加算されるということになります。

また、改定が3月になったことについてでございます。通常ですと、12月に国の臨時国会で国のほうも決まっておったんですが、本年につきましては国の国会での決定が本年になってからというふうなことで、国の決定に準じるというふうなことで、国が決定された後、本町も議会上げさせていただいたということで、3月の上程とさせていただいたということでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。

最初に、議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

次に、議案第14号の質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号及び議案第14号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号及び議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

最初に、議案第13号の討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

次に、議案第14号の討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

最初に、議案第13号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第13号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第14号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

**◎議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について**

○議長（山崎信義） 日程第14、議案第15号 地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第15号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの条例制定は、本法律が本年4月から施行されることに伴いまして、関連する7条例を一括整理、改正するものであります。

まず、第1条、給与条例一部改正につきましては、本法律において級別職務分類表の各級の職務の内容について、より具体的な内容で位置づけすることが定められたことに伴いまして、本条例中の別表第2、特別職職務分類表の職務を一部改正するものであります。

また、今回5級に管理職の参事の職務を新たに設けております。第2条、旅費条例、第5条、勤務、休暇条例、第6条、職員特殊勤務手当条例につきましては、主に引用する条文がずれたことによる一部改正となっております。

次に、第3条、職員の分限条例の一部改正につきましては、平成28年度から本格導入となる人事評価制度の中で、勤務実績の状況において降格等を行うことができる条文を追加したものであり、第4条、職員の育児休業条例の一部改正につきましても人事評価制度の導入に伴い、必要となる職務復帰時以降の昇給日の調整を追加したものであります。

また、同様に第7条、人事行政の公表条例におきましても、人事評価制度による公表項目を追加したものであります。

以上、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 補足させていただきます。

町長の説明のとおりでございますが、議会資料の59ページをご覧くださいと思います。このたび国の等級別基準職務分類表の職務の分類が改正されております。それに沿って本町の給与条例に規定する級別職務分類表の職務の定義を改正するものでございます。新旧対照表の中でアンダーラインが引いてある部分でございます。例えばになりますが、6級の課長職であります。主要な業務を行う課長等の職務というふうな以前は定義づけでございましたが、これをより鮮明にということで、高度の知識経験を必要とする業務または困難な業務を行う職務というふうな形で、より内容的に明確に国のほうもしておりますし、本町も合わせて行うものでございます。

5級の中の1項の参事の件につきましては、後でまたご説明いたします。

それで、今回5級に管理職の参事の職務を新たに設けてございます。これまた先ほどの議案第14号と連動いたしました。管理職手当の部分で明記をしてございます。この定義につきましても、実は4級の管理職ではない参事というふうなものと、5級の管理職の参事というふうな2つ参事職が今後できるようになります。大分以前には同様な措置であったことは事実であります。ただ5級の参事職の定義というふうなことで、これにつきましても高度の知識、また経験を必要とする業務または困難な業務を行う参事の職務というふうなことで、一定の定義づけをさせていただくというふうなことでございます。したがって、4級と5級の参事職ではちょっと内容が違うというふうにご理解をお願いできればというところでございます。今回こういうふうに同一職で複数の級にまたがる場合、上位の級の職務の位置づけにある内容を明確にしたというふうなものでございまして、国、県に準じたものでございます。

あと、それぞれの条文の中で、ことしの4月から正式導入になります人事評価制度の導入によりまして、関連する項目を随時改正させていただいたというふうなことでございます。人事評価につきましては、4月からの1年間での評価というふうなことで、それを翌年に加味するというか、判断していくような形になります。したがって、育児休業なりいろいろ休暇でのずれてくる職員というふうな部分の、その辺の部分の調整をこの中で今回修正していくというふうな部分でござい

ます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第15号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第15号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

◎議案第16号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第15、議案第16号 出雲崎町特別職の職員で非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第16号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、出雲崎町就学指導委員会規則の一部を改正を行ったことにより、この委員会の名称が教育支援委員会に改正されました。したがって、非常勤特別職の報酬等を定める本条例の別表の委員会名称を改めるものになります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） 町長の説明のとおりでございますが、委員会規則が見出しを含めまして名称が教育支援委員会規則というふうな形に改正されております。それに合わせてこのたび改正というふうなことでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第16号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第16号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

◎議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定について

議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定について

議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定
について

○議長（山崎信義） 日程第16、議案第17号 出雲崎町行政不服審査会条例制定について、日程第17、議案第18号 出雲崎町行政不服審査関係手数料条例制定について、日程第18、議案第19号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について、以上議案3件を一括議題としま

す。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第17号から議案第19号まで関連がありますので、一括してご説明を申し上げます。

国においては、行政不服審査制度の抜本的な見直しが行われ、平成26年6月に行政不服審査法を初めとする関連法案が改正されまして、このたび本年4月から施行されることを受けまして、所要の条例制定、関係条例の一部改正を行うものであります。

議案第17号では、新制度において審査請求についての最終的な裁決の判断を行う前に、判断の妥当性について有識者で構成する第三者機関に諮問し、答申を受けることとなりました。この第三者機関として、出雲崎町行政不服審査会の設置に関して、組織、運営方法を定めております。なお、本町の場合、過去の不服申し立て件数の状況から事件ごとに設置する非常設の機関として定めております。

次に、議案第18号では、新制度において審理員による審理手続及び第三者機関による調査審議手続のいずれにおいても審査請求人または参加人は、提出書類等の写しの交付制度が導入されることを受けまして、手数料の額及び納付義務等を定めております。

次に、議案第19号では、行政不服審査法の全部改正に伴いまして、関係条例の一部改正をまとめて行うものであります。第1条では、議案第17号で設置する出雲崎町行政不服審査会の委員報酬について定めており、第2条、第4条及び第7条では、引用条項の改正、字句の整理について定めております。第3条では、行政不服審査法及び行政不服審査法施行令の改正に合わせまして、引用規定の改正及び所要の規定整備について定められております。第5条及び第6条では、このたびの関連法として改正された行政機関情報公開法及び行政機関個人情報保護法と同様の措置をとるため、審理員による審理手続に関する規定の適用除外、不作為事件を審査会への諮問対象に追加する規定を定めております。

以上、3つの条例の施行日は、本年4月1日としております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 議案第17号、議案第18号及び議案第19号について、補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、3議案一括して補足をさせていただきます。

昭和37年に現行の行政不服審査法が制定、施行されてございます。以後50年以上にわたり抜本的な改正は行われてこなかったというふうなことでございます。法律の趣旨につきましては、議会資料40ページで資料として載せさせていただきました。ご覧いただきたいと思っております。国、都道府県、

市町村などが行政庁としまして処分、また権力の行使に当たる行為に関しまして、国民の方々が安易に迅速に公平な手続の下で、広く行政庁に不服の申し立てを可能とするための本来の法律というふうなことになります。

議会資料の中で3、行政不服審査制度の見直しというふうな、主な内容というふうなところでお願ひしたいと思います。(1)では、国、都道府県、市町村においては、それぞれが課税、また許可、行政のいろいろな決定、処分行為や認定などやるべき処分をしないことに不服がある場合、処分をした役所に対する異議申し立てと処分をした役所に指揮、監督権を持つ上級行政庁である中央省庁などへ審査請求というようなことで、今までは異議申し立てと審査請求の2種類がございました。このたびの改正で最上級の行政庁というふうなことになりますが、審査請求、これ1本、一元化されたというふうなことでございます。

(2)番、審理員制度の導入についてでございます。ケースごとに最上級機関の審査庁として今位置づけております。最上級機関は、これ国というふうなことになった場合、審理員として利害関係、処分に関与していない本省の大臣官房の職員が補助機関として審理員というふうな形になるんだそうです。それぞれが主張を公平に審理するというふうなことで、その意見書をもって審査庁に提出し、新たに国のほうで設置する附属機関、これ(3)になりますけど、第三者機関になります。行政不服審査会に意見を聞き、その後には決裁というふうな形に流れるということでございます。41ページにちょっと見直しと裁決の動きというふうなことで図示をしております。

また、同様に本町のような末端の市町村におきましても、町独自の制度のようなもので処分、許可で、これは例えば町独自の制度になりますと、最上級機関というのが国でない場合がございます。したがって、最上級機関がこれ町長になるケースも出てまいります。そのような形の場合、これはやはり国と同様に不服審査会を設置しなければいけないというふうなことでございます。これにつきましては、議案第17号で機関の設置というふうなことでお願いしてございます。5人以上で非常勤で審査請求があった場合のみ行政不服審査会を設置するというふうな条例でございます。

あわせて議案第18号でございます。非常勤の特別職の報酬条例で委員報酬を日額5,000円と定めていただくというふうなもので関連してございます。

それと、資料の(4)でございます。審査請求人の権利の拡充というふうなことで、証拠書類の閲覧、今までは閲覧のみでございましたが、その謄本等の写しの交付を求めることができるというふうなことになりました。議案第18号で交付手数料について今度は定めさせていただいたというふうなものでございます。交付1枚につき、白黒コピー10円、カラーが20円というふうなことで定めさせていただいたということでございます。

以下、法改正では審査請求期間を60日から、今まで60日だったものを3カ月に延長されたというふうなこともございます。

それと、資料42ページに移らせていただきまして、今ほどの条例制定、改正に関連したものになりますが、情報公開条例、個人情報保護条例、これにつきましては、今回この中で改正というふうなことになってきております。5番、6番でちょっと出て、(3)の⑤番、⑥番で出てまいります。これにつきましては個人情報保護条例で今回不服審査会と行政不服審査会と同様の判断をする機関として情報公開・個人情報保護審査会が設置されてございます。ここに該当する案件につきましては、不服審査会の設置案件ではなくて、情報保護審査会の意見を聞いて裁決というふうな形をとるというふうな部分で、例外規定を設けたというふうなことでございます。ちなみに、本町の過去の行政不服審査法に基づく異議申し立て、審査請求というのは、今までなかったというふうに記憶してございますが、これは本町だけではなく、国全体のいろんな制度の中で、今回全体の法律改正の中で本町に関係する部分を改正させていただいたというふうな内容でございます。

以上でございます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第17号、議案第18号、議案第19号は、総務文教常任委員会に付託します。

ここで暫時休憩いたします。

(午後 零時00分)

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◎議案第20号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第19、議案第20号 出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第20号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、固定資産税の減免において、これまでの3要件の規定に加え、特別な事情による減免の規定を追加するものであります。これは、具体的には来年度から実施を予定している地方版総合戦略事業のうち、空き家の利用促進に関連して、その家屋を所有する者に対して固定資産税を減免できる根拠を規定するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、補足をいたします。

資料の81ページの新旧対照表をご覧ください。この第59条の減免につきましては、これまでは記載のとおり第1号で規定しています経済的理由によるもの、第2号の公益で使用する場合、第3号の災害などで被害を受けた場合と3つの規定がございます。今回は、これらに加えまして第4号として、特別な事情がある者の所有する固定資産というものを加えるものがございます。この規定につきましては、近隣の市町村では長岡市や柏崎などで従来からこれと同じ内容のものを規定していますが、当町においても空き家の利用促進に関連した場合の減免に限らず、今後何らかの事情によりまして減免することも考えられることから、今回この内容を追加するものがございます。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

これで議案第20号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第20号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第20号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第20号は原案のとおり可決されました。

◎議案第21号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第20、議案第21号 出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第21号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの改正は、平成28年度の国民健康保険を運営していくための保険税の賦課額に関し、税率の改正を行うものであります。

改正の内容につきましては、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金分とも、所得割と均等割に係る税率を引き上げるものであり、これに伴い低所得者に対する軽減額もそれぞれ改正を行うものであります。

なお、この改正内容につきましては、去る2月16日の国民健康保険運営協議会で審議され、承認をいただいているものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、よろしくお願いたします。

資料の43ページをご覧ください。ご案内のとおり国民健康保険税の内容としましては、この表の一番左にありますけれども、基礎課税分、後期高齢者支援金分、介護納付金というものがございす。これらの税率につきましては、平成25年度からの税率改正以後、今年度まで同じ税率で賦課、徴収をしまいましたが、今回平成28年度の国保事業の運営に当たりまして、必要とする国保税の賦課額を試算した結果、それぞれ税率の引き上げが必要になったことから改正を行うものでございす。

まず、上段の基礎課税分、いわゆる医療分でございますけれども、これについてはこれまでの給付実績を踏まえまして、来年度の被保険者数や課税所得、給付費などを見込んで試算しまして、所得割の率を0.7%引き上げ7.6%に、1人当たりの均等割額を400円引き上げ2万3,400円とするものでございす。なお、1世帯当たりの平等割額については据え置くものとなります。

次の後期高齢者支援金分については、来年度の予定納付額に対して試算をしまして、所得割の率を0.2%引き上げて2.8%に、均等割額を100円引き上げまして8,300円とするものであり、平等割額については据え置くということでございす。

3番目の介護納付金についても予定納付額に対しまして試算をした結果、所得割の率を0.28%引き上げまして2.6%に、均等割を700円引き上げ1万3,300円にするものでございす。

また、これらに関連しまして、低所得者に対する7割軽減、5割軽減、2割軽減の額についてもそれぞれ表のと通りの額となるものでございす。

なお、次の44ページのものにつきましては、年度別の税率の推移表でございますので、参考としていただければと思います。

新旧対照表につきましては、資料の82ページ以降をご覧ください。

よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第21号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第21号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第21号は原案のとおり可決されました。

◎議案第22号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第21、議案第22号 出雲崎町ゲートボール場設置に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第22号につきましてご説明を申し上げます。

川西ゲートボール場は、平成元年から地域の高齢者を中心に使用されておりましたが、近年利用者が減少し、最近は使用されていない状態が続いております。このため地元団体の意向も踏まえ、

この際ゲートボール場を廃止するというものであります。

なお、廃止後は児童遊園として整備し、活用することとしております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） 補足説明をさせていただきます。

廃止後の利用についてなんですが、今ほど町長のとおりでございまして、議会資料21ページに図面を添付させていただきましたが、一帯を川西児童遊園として整備して活用するということとしておりまして、その所要の経費は平成28年度当初予算においてご審議いただくというふうに考えております。川西のゲートボール場の廃止によりまして、当町の屋外にございますゲートボール場は3カ所ということになります。

以上でございまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第22号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思ひます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第22号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第22号を採決します。

この採決は起立によって行ひます。

議案第22号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願ひます。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第22号は原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定について

○議長（山崎信義） 日程第22、議案第23号 出雲崎町農業農村整備事業分担金徴収条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第23号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの農業農村整備事業分担金徴収条例の制定につきましては、今まで分担金を徴収する事業において、それぞれの事業ごとに条例を制定をしておりましたが、関係する事業の分担金徴収条例を1つにまとめ、改めて制定するもので、地方自治法第224条及び第228条第1項の規定に基づき、条例制定をお願いするものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 若干補足説明をさせていただきます。

条例制定につきましては、ただいま町長の説明のとおりでございます。国、県におきましては、農業の競争力強化を図るための施策としまして、幾種もの補助事業が創設されてございます。平成28年度に新たに農地耕作条件改善事業を実施するに当たり、今まで事業ごとに条例を制定していたものを分担金徴収条例、分担金を徴収する事業として第2条にありますように徴収する事業を掲げ、農業農村整備事業の一くくりの条例としてまとめて改めて制定するものでございます。

なお、附則にありますように従前の出雲崎町農業基盤整備促進事業分担金徴収条例、出雲崎町単農業農村整備事業分担金徴収条例は廃止となります。

以上、よろしくお願いたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） ただいまご説明にありました2条の（3）、農地耕作条件改善事業というのが加わったわけなんですけども、現実的にどういうものをやるのか、そのものを聞かせてもらいたいと思います。お願いします。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 当初予算で提案をさせていただくことになってございますが、条例の中にあります2条の（2）、農業基盤整備促進事業と内容的には同じようなものでございます。圃場の畦畔の抜いて大規模化、圃場化をすとか、あと暗渠等の布設をすとか、そういったメニューがございます。事業の大きさによりまして、私どもとしては今農業基盤整備促進事業と農地耕作条件改善事業ということですみ分けをしながら予算要求をしているという状況でございます。

○議長（山崎信義） 8番、諸橋和史議員。

○8番（諸橋和史） 農業基盤整備促進事業というものがあまして、県単の農業農村整備事業というものがあります。これは、恐らく基盤整備事業だと思います。そうすると、面積要件があると思いますけれども、（3）の農地耕作条件改善事業というものは、面積要件というものはどういうもので満たされるものか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 産業観光課長。

○産業観光課長（田口 誠） 面積的には要件は特にございません。実施要件としましては、総事業費が200万円以上、受益者数が2名以上の農家ということになってございます。また、農地耕作条件事業につきましては、農地中間管理機構を使った農地の集積を行う地域と。いろいろそういった条件の中では、取り組みやすい事業ということではないかと考えております。

○議長（山崎信義） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第23号は、社会産業常任委員会に付託します。

◎議案第24号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例 制定について

○議長（山崎信義） 日程第23、議案第24号 出雲崎町新定住支援金支給に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第24号につきましてご説明を申し上げます。

本条例につきましては、ひまわりハウスなどの町営住宅に町外から入居された世帯が町内で住宅を取得し、定住する場合に支援金を支給するというものでございますが、支援金の額の算定では100万円を上限に、かかった費用の3分の1を支援するものと定めています。しかしながら、28年度から実施いたします町の総合戦略の中での新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援補助金事業におきましては、少しでも利用勝手がよいようにと考えまして、補助金の支給割合をかかった費用の2分の1としておりますので、本条例におきましても支給割合をかかった費用の2分の1に改正し、利用の促進を図るものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 特に補足する部分はございませんけれども、資料の88ページに新旧対照表

がございますので、ご覧いただきたいと思います。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第24号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第24号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第24号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

◎議案第25号 町道路線の認定及び変更について

○議長（山崎信義） 日程第24、議案第25号 町道路線の認定及び変更についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

まず、認定いたします松本団地1号線は、新年度に住宅用地造成工事を計画しております松本南地区の住宅団地内に新設する道路となります。

また、路線の変更をいたします川西団地線では、現在建設中の川西ひまわりハウスの進入道路になる部分を町道とし、今後の維持管理に対応するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 補足説明をさせていただきます。

資料の45ページの図面をご覧ください。認定します松本団地1号線は、町道の山谷相田線と国道352号を結ぶ新しい住宅団地内の道路になります。延長は80メートルほどになり、道路幅員6メートルで計画をいたします。

資料の次のページをご覧ください。川西ひまわりハウスの進入道路部分につきまして、既存の町道川西団地線を延長し、終点の位置を図面のとおりに変更いたします。一部が川西12号線と重複しますが、新たな進入道路部分の延長は70メートル、道路幅員は5.5メートルになります。

なお、新潟側の建物、B棟側につきましては、町道認定をいたしませんけれども、全体が町営住宅の敷地ですので、駐車場を含めまして除雪等は町道と同じような形で管理、対応したいということでございます。

以上です。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第25号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第25号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第25号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第25号は原案のとおり可決されました。

議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について

議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について

議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について

議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算
について

議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について

議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について

議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について

○議長（山崎信義） 日程第25、議案第26号 平成28年度出雲崎町一般会計予算について、日程第26、議案第27号 平成28年度出雲崎町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第27、議案第28号 平成28年度出雲崎町介護保険事業特別会計予算について、日程第28、議案第29号 平成28年度出雲崎町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第29、議案第30号 平成28年度出雲崎町簡易水道事業特別会計予算について、日程第30、議案第31号 平成28年度出雲崎町特定地域生活排水処理事業特別会計予算について、日程第31、議案第32号 平成28年度出雲崎町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第32、議案第33号 平成28年度出雲崎町下水道事業特別会計予算について、日程第33、議案第34号 平成28年度出雲崎町住宅用地造成事業特別会計予算について、以上議案9件を一括議題とします。

ここで、ただいま上程されました平成28年度当初予算各会計の審議に当たり、町長から平成28年度の施政方針について説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） 本日、ここに平成28年3月の町議会定例会におかれまして、平成28年度予算を初めとする諸議案をご審議いただくに当たりまして、今後の町政運営に対する所信の一端と予算編成上の基本的な考え方や最重点施策等を申し述べ、議員各位並びに町民の皆さんのご理解とご協力をお願いをいたします。

まず、このたび執行されました町長選挙におきまして、町民各位のご信任を賜りまして、引き続き8期目の町政を担うことになりました。町民の皆さんからお寄せいただいた温かいご支援に心から感謝を申し上げますとともに、改めて原点に立ち返り、おごることなく謙虚に誠実に町のさらなる飛躍に向けて全身全霊を傾注してまいります。

さて、過ぎし年は、大村、梶田両氏のノーベル賞受賞あるいはまた金星探査機の「あかつき」の金星軌道投入成功という明るいニュースがあった反面、ISを初めとする卑劣なるテロ事件の発生等々、またTPPの大筋合意等々厳しさが錯綜する一年でありました。

また、安倍内閣におきましても、国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望

を生み出す強い経済」「夢をつむぐ子育て支援」あるいは「安心につながる社会保障」の「新しい三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」の実現に取り組むことが発表されております。

そのような中、昨年末に平成28年度の政府予算が、一般会計では、前年度比0.4%増の予算総額96兆7,218億と示され、3月1日には衆議院で可決、現在、参議院において審議中であります。

また、県におきましても、平成28年度の予算案が2月17日に、前年度に比べ0.6%増の1兆3,088億円と発表されました。現在、県議会で審議されているところでございます。

このように国・県とも、大きな動きのある中で、本町も、地方創生に向けた総合戦略を初めといたしまして新団地造成事業などが予定されておりました、これらを本町のさらなる飛躍に向けた重要案件として取り組んでまいり所存であります。

平成28年度の予算編成の最重点施策でございますが、2月に策定をいたしました「出雲崎町総合計画―後期基本計画」を初めといたしまして、「出雲崎町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づきまして、次の2項目を最重点施策として掲げましたので、よろしくご審議を賜りたいと思っております。

1つ目は、定住人口のアップでございます。本年の最重点施策として取り組んでおります、楽しく子育てができる環境をつくり出す施策「子育てわくわく大作戦」を継続いたしますとともに、さらに「妊娠・出産・子育て・定住・結婚」までの切れ目のない支援を展開しながら、高校から大学、就職までの特に定住・結婚に結びつく若者の目線を重視した施策を実施いたします。

また、定住者の受け皿といたしまして、松本地内におきまして宅地の造成・分譲を行いますとともに、賃貸住宅の川西ひまわりハウスを建設をいたしてまいります。

2つ目の交流人口アップでございますが、交流人口アップを目指しながら、本年度に第一弾といたしまして、昭和40年代から団地の整備がされました「釜谷梅」のブランドをもとに「オーナー制度」をスタートさせましたが、さらにそれを拡大をした「出雲崎町まるごとオーナー制度」を実施してまいり所存でございます。

あわせて、本町の豊かな自然や歴史文化・観光資源等を生かすための観光ルートを再構築いたしますとともに、妻入りの街並を利用する事業も実施してまいります。

また、攻めの戦略といたしまして、近隣自治体との連携の強化、新たな自治体間のネットワーク等々をつくりながら、積極的な交流・情報発信を図ってまいります。

平成28年度の主要施策の概要についてでございますが、まず健康で安心して暮らせる福祉のまちづくり。その中で妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的な相談支援を提供する子育て支援センターの平成30年開設に向けた建物の本格的な設計業務を委託します。

また、助産師によります妊娠・育児・発育等に関する相談窓口を開設し、出産や子育ての不安解消等支援体制を強化してまいります。

妊産婦の医療費を一部負担なしの全額助成をいたします。

小学校体育館用具室を改修し、現在町民体育館で実施しております児童クラブを小学校において開所してまいります。

未就学児に対する発達支援の機能強化を図るため、言語聴覚士及び作業療法士によりますところの療育支援を行ってまいります。

また、親子の良好なコミュニケーションの向上を目的に、親が育児スキルを学ぶための子育て支援講座も開催をいたします。

障がい者の日常生活を営む上での共同生活援助事業や働く場の提供といたしましての就労継続あるいはまた相談支援事業所の支援をいたしてまいります。

人工透析者への通院費、あるいはまた精神障がい者の医療費助成、障害者手当の支給等を引き続き実施いたしまして、障がい者の経済的な負担の軽減を図ってまいります。

発達障がい児とその家庭を支援するために、引き続き家庭児童相談員を配置してまいります。

高齢者が在宅においても安心して生活できるよう、緊急通報体制の整備あるいはまた寝たきりの老人等の介護手当の支給、紙おむつの支給、福祉タクシー券の支給等々の支援を行ってまいります。

高齢者が健やかに自立した生活が送れるように筋力向上トレーニング、認知症予防教室等々の介護予防の充実も図ってまいります。

小学校就学前の3ないし5歳児の子供たちの健全育成のため、子ども育成支援金を交付してまいります。

保育料の軽減措置を継続いたしますとともに、多子世帯及びひとり親世帯等の保育料負担の軽減を拡充し、子ども・子育て支援のさらなる充実を図ってまいります。

子どもの医療費助成につきましては、入院・通院費とも、高等学校卒業まで引き続き助成をいたします。また、子育て支援として乳児おむつ等も支給してまいります。

予防接種につきましても、引き続き、町独自で妊婦・子供のインフルエンザ、おたふく風邪等々の助成を行うとともに、1歳未満の乳児のロタウイルスの接種費用の助成も行います。

国民健康保険、介護保険につきましては、保健、医療、福祉の連携を強化しながら、適正給付並びに安定かつ健全な財政運営に努めてまいります。

安全で快適な美しい環境のまちづくりでございますが、川西地内に建設中の川西ひまわりハウスの建設を初め、松本地内において宅地造成・分譲を行い、定住人口の増加を図ってまいります。

出雲崎駅ロータリー内の消雪パイプ布設かえ工事を初め、町道の維持修理を図ってまいります。

また、国道352号の展望坂の拡幅事業も正式に採択されまして、具体的に動き出してまいりました。事業主体は県ではありますが、町といたしましても積極的に県と関係する方々の調整に努めてまいります。

町道の新設、改良、舗装事業につきましては、二次改良を中心として、町内6路線において実施をし、生活道路の改善と安全性の向上に努めてまいります。

西川田橋・吉水橋の主桁補修等、橋りょうの長寿命化を図るための改修を行います。

大寺排水路整備等排水路の整備も図ってまいります。

定住のための住宅をリフォームする若者世帯や、U・Iターン者の住宅取得についても支援をします。

住宅リフォーム助成制度は、平成28年度も引き続き実施し、快適な住環境整備を支援してまいります。

木造住宅の耐震診断と耐震改修工事に対する補助も継続をいたしまして、町民各位の生命、財産の安全を図ってまいります。

八手地区及び西越地区の農村改善センターにつきまして、原子力災害時の避難場所としての機能を充実させるための放射線防護対策も実施をいたします。

沢田・市野坪地内に40立方メートル級の耐震性の防火水槽を各1基設置もいたしてまいります。

消防団と町との通信を可能にし、連携した災害対応を実施するため、デジタル簡易無線登録局広域通信システム等も整備をしております。

防災行政無線屋外局の不感地帯である田中地域に子局を1基増設をいたします。

防災訓練を通して、自助・共助の防災意識の向上を図りながら、津波時における避難路等を引き続き整備をすることによりまして、防災意識や環境の強化を図ってまいります。

活気・活力に満ちた産業のまちづくりでございますが、1等米比率90%以上の実績米を広くPRするための販売経費の一部を補助してまいります。

県営中山間地域総合整備事業「八手地区」の平成28年度事業採択による市野坪・田中・稲川の換地業務等も委託をしております。

農業生産性の向上を図るために、上中条・沢田揚水機場ポンプの更新と、立石地区の用排水路の整備を行います。

農地耕作条件の改善を図るため、上野山揚水機場ポンプの更新と米田地区の排水路整備を行ってまいります。

沢田地区の地籍調査、これも引き続き実施してまいります。

立石地域等の森林経営計画の策定に伴いまして、林道小竹稲川線の舗装工事を行いまして、地域林業の振興と適切な森林整備に努めてまいります。

平成28年度中に供用が予定をされておるところの長岡北スマートインターチェンジから本町までの案内誘導看板を各所に設置してまいります。

良寛と夕日の丘公園、心月輪裏の展望改善を図るため、支障枝の伐採を行ってまいります。

農用地利用集積促進につきましては、意欲ある農家や認定農業者、集落営農組織の担い手育成と農地流動化によるさらなる農地集積を図るため、引き続き強力で推進をしております。

県内の中核漁業基地である出雲崎港の整備と資源管理型の漁業・栽培漁業を積極的に進めまして、

水産物の安定供給に努めますとともに、先進的に取り組んでおります漁獲共済事業に対する補助も継続実施をしております。

本年度より実施しております釜谷梅団地の梅の木オーナー制度に、汐風米、鮮魚も加え、出雲崎まるごとオーナー制度として実施し、交流人口の増加、新製品の開発、販売の拡充、生産者の所得向上、雇用の促進を図っております。

ホッと情報館陽だまり利用者用の駐車場・レンタサイクル保管庫用地を取得しまして、利用者の利便性も図っております。

中越地域の町村と連携をいたしまして、地域の文化・観光産業の振興と雇用の確保につながります交流人口の増加を図るため、良寛を活用した観光ルートの策定とPR強化を行っております。

引き続き商工業経営者の資金調達に便宜を図り、県信用保証協会に対する保証料の一部も補給しております。

商工会や観光協会への補助も引き続き実施し、産業観光まちづくりを推進しております。

観光立町の顔である海岸線の美化を保つために、引き続き県と連携しながら海岸清掃も行い、良好な海岸環境の保全に努めてまいります。

夢と感性あふれる教育と歴史文化香るまちづくりでございますが、高等学校に通学する生徒の通学費の一部を補助することにより、保護者の負担軽減を図っております。

小中教育課程の編成を効果的に、専門的に指導するため、中心的役割を担う管理指導主事を教育委員会に引き続き配置し、小中連携を重視した教育を行っております。

小中学生、一般住民を対象にした文化芸術鑑賞会及び教育の講演会を引き続き実施いたしまして、子供たちの情操教育の向上を図るとともに、小中学生に対する外国人指導者等の活用を行いながら、英語教育の充実を図っております。

夏場の熱中症対策と学習環境の整備を図るために、平成29年度に実施予定の空調設備改修工事の設計業務を委託します。

経年劣化による中学校校舎屋上の防水シートを改修し、生徒の安全確保。

小学校の理科授業における実験・観察分野を重視し、総合的な理科の学力向上を目指すために、引き続き「理科支援員」を配置します。また、中学校においては、スムーズな授業進行をするために、中学校教職員に対する専門の「情報教育支援員」を配置しております。

小学校の通学バス運行事業につきましては、安全・安心な通学を確保するために、引き続き町所有バスと委託バスを併用しながら実施するほか、学校の総合学習、部活動、クラブ活動等にも有効活用を図っております。

小中学校の給食におきましても、地産地消を推進するため、出雲崎産米及び牛乳等を提供しながら、保護者等の負担軽減を図るとともに地元産のよさをアピールしております。

伝統芸能を継承するため、後継者育成を目的とした団体への支援も行ってまいります。

八手地区の圃場整備の実施に当たり、埋蔵文化財の発掘調査業務を委託してまいります。

塩害等で外壁の劣化が進みます妻入り会館の塗装修繕です、建物の美観を保つとともに長寿命化を図ってまいります。

良寛記念館の収蔵作品を収録した図録を改訂し、その収録作品から良寛の遺徳や精神をわかりやすく伝える書物として販売をいたしてまいります。

町民体育館の監視カメラ及び放送システムを改修しながら、利用者が安全で快適に利用できる環境を整えてまいります。

経年劣化が進んでおりますところの町民プールの管理棟・柔道場・屋内ゲートボール場の外壁を改修して建物の美観を保つとともに長寿命化を図ってまいります。

町民と協働で築くまちづくりでございますが、集団による婚活イベントを実施し、独身男女の出会いの場を創出してまいります。

独身男女に個人の出会いの場を創出するとともに交際におけるアドバイス等の支援も行ってまいります。

本町に住む新規学卒者の通勤及び日常生活の支援を行ってまいります。

空き家管理システム等の運用によりまして、増えている空き家を一元的に管理し、危険家屋になる前に定住希望者へ紹介するなどの体制も構築してまいります。

下校時の子供に関連した事件等に対応するため、引き続き不審者情報の共有と防災行政無線の活用を図りながら、大切な子供たちを地域全体で守ってまいります。

地域づくり活動を進める団体に対しまして、引き続き地域づくり推進事業補助金を交付し、地域活動の活性化を図ってまいります。

平成29年7月から地方公共団体間での連携が始まります社会保障・税番号制度、いわゆる「マイナンバー制度」の運用に伴う住民基本台帳システムの改修を行うとともに、セキュリティの強化を図ってまいります。

今後も、職員定数の適正化を図り、行政の効率化に努めながら、財政の健全化を図るとともに、各種研修への参加による能力開発、また、町民の立場になり、ぬくもりのある行政サービスを実施してまいります。

なお、平成28年度の主要施策の項目につきましては、平成27年度補正予算を受けて、新年度に事業を繰り越すものを含んでおりますが、年度当初から迅速な事業着手に努めてまいります。

以上、申し上げました考え方をもとに、安定した財政基盤の確立と健全化に留意しつつ、主要施策を推進するため、次の予算額を今議会に上程いたします。

一般会計では、33億1,000万円、前年度比2.2%減を計上いたしました。

特別会計では、国民健康保険事業6億3,200万円、前年度比1.7%減、介護保険事業6億7,300万円、前年度比4.4%減、後期高齢者医療5,480万円、前年度比5.4%減、簡易水道事業1億8,740万円、前

年度比13.2%減、特定地域生活排水処理事業1,460万円、前年度比18.4%減、農業集落排水事業1億1,270万円、前年度比17.3%減、下水道事業1億8,250万円、前年度比13%減、住宅用地造成事業4,900万円、前年度比366.7%増。

以上、特別会計の合計では、前年度比で4.5%減の19億600万円を計上いたしました。

一般会計と特別会計との合計では、対前年度比3.1%減の52億1,600万円となっております。

最後に、内外ともに、社会経済情勢、刻々と変化をしております、引き続き予断を許さない状況が続いておりますが、大変厳しい財政状況の中におきましても本町の知名度を高め、内にある多くの皆さんの願いや痛みを自らのものとして、血の通ったぬくもりのある行政を推進するために、リーダーシップを発揮しながら、全身全霊を傾注しながら町政運営を進めてまいります。議会並びに町民の皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願いを申し上げますながら、平成28年度の施政方針といたします。

○議長（山崎信義） これにより議案第26号から議案第34号まで、議案9件の提出者の説明を終わります。

補足説明がありましたら、順次これを許します。

最初に、議案第26号について。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、議案第26号の一般会計予算からお願いいたします。

今ほどの町長の施政方針のとおりでございますが、議会資料として用意いたしました当初予算案の概要というようなことで基本的な考え方、規模を前年度比較、推移、分類、指標、主な事業など概要を示してございます。また、あわせて当初予算補足説明資料というふうなことで新規、拡充のものを抜き出して説明資料を用意いたしました。最後には、位置図等の図面も用意してございますので、参考にあわせてご覧いただければと思います。

それでは、一般会計の予算書をお願いいたします。1ページをお願いいたします。予算総額33億1,000万円でございます。前年度に比べ7,600万円の減でございます。

第2条、継続費、これにつきましては、7ページに第2表として載せてございますが、地籍調査事業につきまして沢田の第二計画区の3カ年事業というふうなことで継続費の執行をお願いするものでございます。3年分の一括の発注でそれぞれ年割額、上限額を定めるものとなっております。

第3条につきましては、地方債でございます。8ページに第3表として、12事業につきまして地方債起こす事業を整理してございます。

また、歳入で説明させていただきます。続いて、第4条、一時借入金、第5条の歳出予算の流用につきましては記載のとおりでございます。

それでは、続きまして、歳出の補足、事項別明細書36ページからお願いいたします。36ページ、議会費については省かせていただきます。

続いて、総務費、39ページをお願いいたします。39ページの委託料になります。マイナンバー給与連携システムの保守料、続いて使用料でマイナンバー給与連携システムの使用料というふうなことで、これ新規でございます。現在正規の職員、臨時の職員の給与システムについては、第四コンピュータサービスに委託をしております。今回マイナンバーの導入に伴いまして、管理を含めて新たなシステムをとというふうなことで、このたび計上させていただきました。

続いて、19節の一番下でございます。職員自己啓発支援事業補助金というふうなことで、職員のスキルアップのために自らいろんな資格を取ろうというふうな職員に対しまして、最高5万円、上限5万円でございますが、3分の2の最高5万円というふうな形で補助を出したいというふうなところでございます。例えば建築士なり社会福祉士なり介護福祉士なりとそういうふうな部分で通って、また受験する、そういう支援をしたいというふうなものでございます。

続きまして、41ページをお願いいたします。会計管理費でございます。13節、14節、これもマイナンバーに実は関係してございます。現在出納室で取り扱っている報酬、報償費関係です、あと賃金関係もでございます。これ財務会計システムの中に現在入っておりますが、源泉徴収のシステム関係、これを現在財務会計通して利用している部分をこれ改修で、これ委託料は1年だけでございます。改修をするというふうなことで、このシステムを使用していくというふうなことで使用料が今回出てきているというふうなものでございます。

続きまして、42ページをお願いいたします。財産管理費でございます。上から3つ目になります。公共施設等総合管理計画詳細調査業務委託料486万円と大きな金額でございます。これは、総務省のほうからの要請というか、強制なんです、町管理の全ての公共財産について評価というんです、民間でいう減価償却含めてのそういう評価をして、耐用年数による更新費用の積算や更新コストの部分、どのぐらいかかるかというふうな部分、さらにそれをどういうふうな形で今後活用していくかというふうなことで、大きい市ですと統廃合なりいろんな計画を立ててございます。統廃合をするかしないかは別として、こういうふうな調査、また分析をして計画をつくらなきゃいけないというふうなものでございまして、これが28年度のみ特別交付税で2分の1措置を国がするというふうなことで、全団体がこれを手がけるというふうなことになってございます。

続きまして、15節の工事関係、これ給湯室、当直室の改修工事。それと、庁舎の1階の照明、以前ご質問いろいろございました。今回LED、長細いもので大分安価になってきておりますので、LEDに取り替えようというふうなものでございます。ただ、1階、2階分けまして、28は1階部分をというふうなことで予定してございます。備品は、これ掃除用のポリッシャー、ワックスがけのものでございます。

続いて43ページ、需用費の印刷製本費でございます。364万円と大きな金額のつてでございます。これは、町の町勢要覧を新しく作成しようというものでございます。実は、平成19年度に作成したものの、もう残り数冊しかございません。19年度自体が以前に作成したものを写真入れかえただけとい

うふうなことで、ちょっと安価でつくったものでございますが、このたび新たな町の紹介のためにということで、全部写真入れかえて新しいものをつくっていこうというところでございます。200部ぐらい予定しております。

続いて、委託料の住民基本台帳システム改修委託料、これも毎年マイナンバー関係で出てきておりますが、これも社会保障関係で児童福祉、国民年金、国民健康保険、健康管理、後期高齢、介護保険、この辺の部分で来年の7月に国と全国自治体がL G W A N回線で連動します。それに合わせて最終的なシステム改修というふうなことで示されたものを今回計上しているものでございます。

続いて、出会いサポート事業業務委託料、これは4年目に入りますが、これは集団婚活の部分で、これは年1回を予定してございます。それと、お見合い形式での婚活支援事業ということで新たに今回出させていただくものということで、当初10人程度を予定したいなというふうに予算計上してございますが、これは個人の出会いをつくるというふうなことで、間に結婚相談所を入れての事業というふうなことでお願いをしたいと思っております。

続きまして、44ページでございます。バス関係、町地方バス路線運行費補助金、これは出雲崎駅線と大寺線についてでございます。引き続きのものでございます。生活交通確保対策補助金、これは柏崎線についてでございます。これにつきましては、直接県の間接補助になってございますので、関係する出雲崎、柏崎、刈羽でそれぞれ協調して補助をしているということで、県の補助が2分の1入っている路線でございます。

あと、空き家再利活用支援事業費、これにつきましては空き家を整理した場合、その整理に係る費用の2分の1、15万円上限にというふうなことで、最近利用が出てきておりますけど、これ引き続きのものでございます。

続いて、45ページ、備品購入、チャイルドシートでございます。これ毎年、昨年もお願いいたしました。現在乳幼児用のチャイルドシート90台ぐらいでございます、学童用が70ということで。実は、ひまわりハウスの入居に伴いまして、乳幼児用がほとんどないという状況でございます。また、新たな建設もございますので、乳幼児用ということで10台購入を今回上げさせていただきました。

それと、外灯修理につきましては、今回最高、上限3万円ですけど、12件上げさせていただいております。

防犯対策費の消費者行政関係の講演会、これも県の基金事業で行っております。ことしも予定したいと思っておりますが、まだ具体的な日時は決まっております。

続きまして、46ページ、税務総務費は省略させていただきます。

47ページの中ほど、住民税電算システム改修委託料についてでございます。これは、平成29年からスタートになりますが、年金の特別徴収の平準化というふうなことで、異動があった場合、特別徴収が大分差が出るというふうな、これを平準化するというふうなことでシステム改修をこのたび導入というふうなことでございます。

48ページ、戸籍住民台帳費関係は省略をさせていただきます。

50ページでございます。選挙関係でございますが、28年度、大きな選挙といたしまして参議院通常選挙、7月くらいが予定されると思います。それと、5目の県知事選挙、これが10月くらいが予定されるんじゃないかというふうなことで大きな選挙、2つ計上してございます。

52、53ページは、省略させていただきます。

55ページ、民生費のほうをお願いいたします。13節の新規になります、配偶者暴力相談業務委託料と。額は小さいんですけど、これ女性が抱える暴力、離婚、家族問題等の相談業務を長岡市のNPO法人に委託する事業ということで新規でございます。

それと、19節の社会福祉協議会の特任事業分というふうなことで、これは社会福祉協議会が持っているマイクログラスの更新というふうなことで、今20年ぐらい利用されていたというふうなことでございます。2分の1助成というふうなことでこのたび計上いたしました。

56ページをお願いいたします。委託料の一番下でございます。障害者地域活動支援センター委託料と。これ新規でございますが、障害者が通いになりますけど、創作的な活動、また生産活動の場を提供するというふうなことで、長岡市のNPO法人に委託して、通いによる就労支援というふうな形のものでございます。

続きまして、57ページ、国民健康保険事務費をお願いいたします。これにつきましては、繰出金で法定外の繰り出し1,000万円を入れてございます。国保財政の基盤強化というふうなことで、やはり当初でも繰り出しというふうなことで予定をしてございます。

飛びまして59ページ、民生費の保健福祉センター管理費をお願いいたします。15節の工事請負費でございます。デイサービスセンターの冷暖房設備。現在やすらぎの里が指定管理者として入っておりますけど、平成9年にできた建物でございます。間もなく19年、ぎりぎり今現在動いているというふうな状況で更新が必要というふうなことで、あわせてパワーリハビリを行っている訓練機能室にもエアコンを設置というふうなことで今回入れてございます。それと、事務室の空調機器の入れかえも今回のせてございます。

あと、備品購入費につきましてはテレビというふうなことで、ロビーに大型のもの、あと和室、休憩室にというふうなことで、全体で5台のテレビを予定したいというところでございます。あと、浴室の脱衣ロッカー、これはちょっと鍵がかからない部分もありますので、鍵がかかる新しいものをというふうなものでございます。

続いて、保健福祉事業費で60ページでございます。これは、ほとんど継続でございますが、この中で過疎事業のソフト分を入れているものがございます。高齢者筋力向上、介護予防フォローアップ、地域コミュニティセンター、緊急通報、20の扶助費の町紙おむつ等、町の単独事業に係る部分、それと町高齢者福祉タクシー、この辺の部分が過疎のソフト事業を入れて財源対応をしているというふうなことでございます。

続きまして、62ページでお願いをいたします。報償費の町子ども育成支援金でございます。これにつきましては、就学前の3歳から5歳の子供さんたち、年額3万円を支給というふうなことで、28年度は93人を見込んでいると、転入の見込みも含めまして93人見込んでいるというところでございます。それと、報償費の一番下の子ども発達支援事業報償でございます。これは、新規でございますが、未就学児に対する発達支援の機能強化を図るというふうなことで、言語聴覚士、作業療法士による療育支援を行うというふうなことで新規に上げてございます。

続いて、委託料でございます。育児スキルトレーニング委託料という、これも新規でございます。親子のコミュニケーションの改善を目的に、親が発達スキルを学ぶための子育て支援講座をNPO法人に委託して開催するというふうなところでございます。

それと、児童措置費の委託料でございます。ことしについて出雲崎保育園さん、当初では70人、小木之城保育園さん48人というふうな入所の予定と聞いております。

続いて、63ページ中ほどの児童福祉費の15節工事費でございます。川西児童遊園整備工事というふうなことで、これは議会資料の21ページに載せてございます。ご覧いただきたいと思いますが、全体面積です、児童遊園とゲートボール場のもと部分、合わせると1,500平米ぐらいありますが、ゲートボール場の部分は排水、盛り土、整地というふうなことで、ボール遊びができる場所にしたいなというふうなことで、遊具とボール遊びのエリアを分けたいというふうなことで現在考えております。

それと、4目で放課後児童健全育成事業費ということで、これ目を新設いたしました。放課後児童クラブの関係がここに全部持ってきております。

64ページでございます。15節の工事請負というふうなことで、放課後児童クラブ整備工事ということで、これも資料の22ページに用意してございますので、後でご覧をいただきたいと思いますが、町体育館で実施している児童クラブを小学校の体育館のほうに移すというような形で、放課後子ども教室と放課後児童クラブ一体型でというふうなことで予定しているものでございます。

続いて、子育て支援拠点事業費でございます。これも目の新設でございます。子育て支援センターの整備に係る設計業務委託料を今回は計上してございます。

続いて、4款衛生費でございます。8節報償費の母子保健衛生事業医師等報償の中にこれは入っておりますけど、新規でございます。助産師による妊娠、育児、発育等に関する相談窓口開設というふうなことで、子育ての不安解消を図る体制を強化するというふうな部分で、ここに助産師さんの報償費が含まれているというふうな新規の事業でございます。

続きまして、66ページお願いをいたします。中ほどの健康増進計画策定業務支援委託料。これは、27年に実施したアンケートの調査をもとに健康増進、食育推進、歯科保健計画策定するというふうなものがございます。

続いて、67ページの上から4つ目、妊産婦医療費助成、これにつきましても新規でございます。

総合戦略の中でお示ししてございますが、妊産婦の医療費を負担なしで全額助成というものでございます。

あと予防費、中ほどの扶助費の任意予防接種、これにつきましてはロタウイルスワクチンを任意予防接種として新規対象にするというふうなことと、おたふくワクチンの助成対象年齢を1歳引き下げる、2回助成というふうなものでございます。

続きまして、飛びまして69ページお願いをいたします。ここで環境衛生費、減額になっております。これ次のページでございますが、特生排会計の繰出金が最近減額になってきております。これは、公債費が減ってきているというふうな状況でございます。

ごみ関係につきましては、大きな動きはございません。

続きまして、71ページでございます。委託料の廃棄物処理事務委託料、これ最終処分場関係でございますが、これも委託料が減ってきております。

続いて、71ページ、労働費でございますが、72ページをお願いをいたします。負担金の一番下側でございます。ふるさと就職支援商品券利用助成金ということで180万のせてございます。これ地元に戻ってこられて就職する新規学卒者を対象に町内、また町外でも結構なんです。出雲崎に住んで通う、働くというふうな方々を支援しようというふうなものでございます。毎月1万円の商品券をというふうなことで5年間というふうなもので、当初で15人を見込んでございます。

6款農林水産業費の農業委員会費、農業総務費関係は省かせていただきますが、75ページご覧いただきたいと思っております。ここで新たに新規に出てくるものでございます。75ページの下側に「出雲崎産米販売促進PR事業補助金」というふうな部分で新規に出てございます。これは、本町の米、1等米比率90%以上というふうなことで、こういうふうな高い実績の米を広く外にPRするためのものでございます。ということで販売キャンペーンに係る費用、販売促進のPR、また米の袋の作製関係、これJAさんとうさんが事業主体となりまして、町が支援するというものでございますが、東京都内での契約先のキャンペーンの経費、チラシ、のぼり旗、その辺の部分で大々的に出雲崎産米を売り出していこうというふうな形での新規事業でございます。

続きまして、77ページに飛びましてお願いをいたします。13節委託料でございます。農地耕作条件改善事業測量業務委託料ということで、先ほど分担金に出てきた部分でございます。この場所につきましては、米田地区の農道の整備のための路線用地測量業務を委託するというふうなものでございます。

それと、その下の県営中山間地域総合整備事業換地業務委託料、これ八手地区の採択にあわせて換地業務がスタートするというものでございます。

それと、15節の農業基盤整備促進工事でございます。これにつきましては、上中条、沢田地区の圃場整備終わったところの揚水機場のポンプのこれの更新というふうなことと、立石地区の用排水路の整備を行うということでございます。上中条関係の圃場整備につきまして、揚水機場につつま

しては、これ15年近く経過しているというところでございます。国が55、地元が30、町が15というふうな負担割合の中の事業でございます。

それと、先ほどの委託の事業と全体的には一緒になるんですけど、農地耕作条件改善工事ということで、測量と工事部分もでございます。この工事につきましては、上野山の揚水機場のポンプの更新、それと米田地区の用排水路の整備を行うというふうなことで2つの事業が入ってございます。これも国55、地元30、町15というふうな事業でございます。

それと、19節につきましては、県営中山間事業のスタートというふうなことで負担金でございます。総事業費1億600万円の15%の計上をしてございます。

それと、負担金の一番下でございます。相続財産管理人報酬予納金というものをのせてございます。これは、実は八手地区の農地、圃場整備の関係する農地の中で相続するべき人がいないケースが実際ございます。家庭裁判所に申し立てて相続人がいないという確定してもらおうとともに、財産管理人の指定をお願いして手続に入っていくと。その辺の部分の予算を今回計上させていただくというふうな。これを進めないとなかなか次の段階に進まないというふうな部分がありますので、こういうふうな形で計上させていただきました。

続いて、78ページでございます。改善センター関係でございます。これ八手センターバドミントンの支柱ということで、これ移動式のものございますが、今度固定式にというものでございます。あと、卓球台の設置を予定してございます。

地籍調査でございます。2年目に入りますけど、沢田第二計画区の部分でのものになります。沢田がもう一年また新規というふうなことになりますが、最終的には5年間かかるというふうな想定になっているかなというふうに思います。

続きまして、林業費、81ページをお願いいたします。工事関係についてでございます。県小規模補助治山工事、これは柿木地内を予定してございます。それと、県単林道工事につきましては、これ林道小竹稲川線の舗装工事ということで、これは県費と過疎を対象にした急カーブの舗装ということでございます。

82ページ、水産業費関係、漁港費をお願いいたします。一番下の海浜清掃事業委託料、これは昨年より増えております。国の補助を充てるというふうなことで、昨年500万でございましたが、今回はちょっと増えているという状況でございます。

83ページ、商工費でございますが、商工総務費は省かせていただいて、84ページ、商工関係はそのままでございます。

観光費のほうをお願いいたします。85ページの下のほうでございます。姉妹都市交流イベント保険料、これ後でまたご説明いたしますが、86ページでございます。それと、委託料の心月輪の指定管理料というふうなことで、これは2月24日で決定いただきましたが、心月輪運営組合への指定管理料を新たにスタートというふうなことでございます。

続きまして、86ページ、使用料の下から2つ、バス借上料と有料道路使用料でございます。これは、柳津町との観光交流というふうなことで今回新規に上げてあるものでございます。実は、柳津町さんのほうにつきまして10月8日、土曜日の赤べこまつり、2月4日の冬まつり、各40人ずつ柳津町さんがバスをチャーターして出雲崎へ迎えに来てくれるということでございます。それをお返しするような形で出雲崎町は、春、秋の美食めぐりにバスをチャーターして柳津町のほうにバスを出すというふうなことで、相互の交流というふうなことで図っていきたいというもので、事業名としては出ておりませんが、バスの借り上げ料、これは本町が柳津町から本町においていただく分のバス代を2回分計上しているというところでございます。

続いて、15の工事請負費でございます。ロードサイン設置工事、これは資料の26ページにちょっとなかなか見にくい図面となっております、大変申しわけございませんが、一応設置誘導看板を予定したものをのせてございますので、よろしく願いいたします。

それと、米田地内の観光施設の周辺整備工事、これは以前からお話ありましたとおり心月輪裏、また良寛と夕日の丘公園の大分邪魔になる枝の払いというふうな整備を今回やらせてもらうというところでございます。

それと、87ページ、町観光協会活動事業補助金、昨年よりちょっと増えておりますが、観光協会の活動をいろいろやられておりますが、その中での活動基盤強化というふうなことで今回補助を増やしてございます。

天領の里の管理費、工事請負費については、天領の観光案内看板、これは寺泊地内での看板が傷んでいる部分がございます。今回改修という部分でございます。

続いて、88ページでございます。陽だまり館管理費ということで、陽だまり館の反対側です、清水フードさんの隣の土地について陽だまり館の駐車場用地、またレンタサイクル用の保管倉庫用として買収させていただきたいというようなことで、交渉に入らせていただきたいなというところでございます。それと、管理用の物置の設置関係に係る経費ということで今回新たにのせさせていただきました。

89ページ、土木費については、土木総務費については省かせていただきます。

90ページの道路橋りょう総務費も省かせていただきます。

2目の道路維持費でございます。除雪関係、直営と委託ございますが、当初予算レベルでは例年計上並みというふうなことで今回計上はさせてもらっております。

工事請負費でございます。町道維持修繕工事ということで、これは出雲崎駅の構内のロータリー内の消雪パイプ、これの修理でございます。26年の冬に1度消雪パイプが壊れまして、バスも大変厳しい状況で、迎えの方も大変なときが1回ございましたが、そのときは暫定修理でとりあえず排水出たんですけど、根本的にやらないと今後やはりいつどうなるかというふうなことで今回上げさせていただきたいというところでございます。

それと、交通安全施設維持修繕工事でございます。これも年度途中でお願いしているケースはあるんですけど、今回は当初予算から防護柵、視線誘導標、区画線等の交通安全施設の新設、補修を予定したいというふうなことでよろしくお願いいたします。

続いて、92ページでございます。道路改良費関係でございます。ここにのっている路線関係、継続のものもございますし、新規のものもございます。松本団地1号線あたりは新規になっていくかなというふうに思います。よろしくをお願いいたします。

それと、役場下の川西6号線、これにつきましては28年度で終了というふうなことになります。橋りょう維持費でございます。これは、2つの橋りょうの維持修繕工事ということで、米田の西川田橋と吉水地内の吉水橋の桁の補修というふうなことでございます。

続いて、排水路費、93ページの排水路整備工事につきましては、これは大寺の排水路整備とこれ川西ひまわりハウスの新潟寄りに大きな水路がございます。大分深い水路でございます。ここでの防護柵の設置というふうなことでございます。

94ページについてお願いいたします。一番下でございます。新生活引越し支援金ということで、これひまわりハウスの入居とともにつくった制度でございます。新たに入居される方の支援というふうなことで、町外ですと7万円、町内だと3万円の3分の2支援という事業の2年目のものでございます。

続いて、95ページ、街なみ環境整備は海岸地区の排水路、看板等の工事でございます。

あと、街なみ整備助成金、がんばる街なみ支援助成金、これは引き続きの事業でございます。

あと、住資源利活用促進報奨金、これにつきましては空き家のリフォーム等、施工業者の方が自ら営業努力で受注して、また空き家を有効に利用できるような形をつないでいったようなケースの場合、謝礼金制度というふうなことで今回新たに用意したものでございます。

負担金の関係、住宅リフォーム助成、あと診断関係、この辺は引き続きのものでございます。

それと、今回新たなものが町新生活スーパー住まい取得・リフォーム支援金の補助ということで、転入の若い方々、最高120万円、また町内の若い方々で同居、近居をされる場合で最高120万円まで、新築の場合は全額のものになりますし、リフォームの場合ですと2分の1で120万円までというふうな新しい制度を今回立ち上げさせていただきたいというところでございます。6件をとりあえず当初予算では予定をしてございます。

それと、住宅用地造成費、これが大きく今回上がっておりますけど、新団地の事業の繰り出し分ということでございます。

続きまして、96ページでお願いいたします。常備消防費でございます。金額的にはそう動きはないんですが、実は委託料の財源手当てというふうなことで、エコパークの第3期交付金、ここに7,700万円充当してございます。また、歳入のほうで申し上げますが、消防の委託関係と上下水道の特別会計の繰出金に1億5,000万円を充当しているというところでございます。

続いて、消防施設費の97ページをお願いいたします。防火水槽につきまして、これは沢田と市野坪でそれぞれ1基ずつ予定をしております。

それと、デジタル簡易無線登録局広域通信システム整備というふうなことで、これも消防団と町間の通信を可能とするというふうなことで、デジタル無線を使つての、今現在トランシーバーで飛ばない機械なんですけど、今回は町全部を網羅できるような形で、消防団が持つ無線と町が連携できるようにというふうなことで、また緊急時、例えば除雪関係で持っていつてもらうような形も、これ同法で同時に通報できるというような形で、みんなが聞いていられるというふうな無線を整備したいということで、これも財源的に起債が充当できる事業でございます。それで、今回上げさせていただいたというところでございます。

続きまして、防災対策費の関係につきましては、自主防災の活動報酬関係は、これ引き続きでございますが。このたび新規に出てまいりましたけど、報償費の中で防災士会講師謝礼ということで、昨年防災士会を本町立ち上げました。10人以上の方が今入っていらっしゃいますけど、中学校の避難訓練参加等、またいろんな場面で防災士の方からご協力をいただくというふうなことで、その部分での謝礼を今回計上させてもらったというところでございます。

役務費関係で引き続き職員の無線の養成、あと中越市民防災安全大学、これは防災士への道なんでございますが、そこでの受講、車両免許、中型免許の取得というふうなことで予定をしております。

それと、99ページの工事請負費関係でございます。防災行政無線の子局、これは田中の部分で、やはりいろいろなパターンを考えてみましたけど、最終的には一番安定するのがやはり子局を1基増設することというふうなことで結論になりました。増設させて、これも起債事業で当てはめる予定でございます。

あと、備品購入関係、これ折り畳み式リヤカーということで大小2台を予定しております。また、防災訓練、津波の避難訓練等で貸し出し用ということで2台予定したいというところでございます。

続いて、100ページでございます。県情報通信ネットワーク関係、これは平成7年に衛星パラボラがついております県の事業で行ったものでございますけど、この更新というふうなことで、県が事業主体でやって、それぞれの町が負担というふうな形で起債を起こして対応するものでございます。

それと、自主防災組織の資機材、これも計上の事業でございます。

続いて、教育費関係でございます。101ページは飛ばさせてもらって、102ページでございます。入学祝い金の支給ということで、小学校、中学校というふうなことで、小学校は26人、中学校は23名予定しております。

それと、需用費の印刷製本費、これ金額大きくなってございますけど、これ社会科副読本の5年に1度の改訂というふうなことで今回なっております。

教育講演会委託料、これは金額だけのせてございますが、この金額ぐらいで今後どなたかをとい

うふうなことで現在は検討中、未定でございます。

次の103ページ、高校生通学費助成でございます。これは、高等学校に通学する生徒の通学費の一部助成、3割助成というふうなことで予定して、これは新規の事業で総合戦略に出してきたものでございます。90名ぐらいになるのではないかとというふうなことで予算計上をしております。

続いて、104ページでございます。7番の賃金でございます。教員補助員等賃金ということで金額が大きな金額のっておりますが、これは何人か入っております。今回2名を新規採用したいということでございます。教員免許を取得されている方で、支援を要する児童さんに対応してもらうというふうなことで2名を新規で追加したいというところでございます。

それと、105ページで委託料の一番下でございます。校舎棟空調設備改修関係、これは小学校費の夏場の熱中症対策というふうなことで、冷房を入れる設計委託ということで、実際は来年、29年度の事業採択に向けてということで、採択になりますと3分の1補助になりますが、現在未整備が20室、整備済みが9室というふうな状況だということでございます。

続いて、106ページでございます。小学校関係の公有財産の購入、物置ということで、これは放課後児童クラブ用のステージ下、また体育館の用具室用の物置というふうなことで4棟を予定してございます。

あと、備品購入につきましては、図書室の低目の棚とか行事案内板という、あと屋外の号令台というんですか、そういうものを用意したいということでございます。

続いて、107ページの教材備品でございます。これは、電子オルガン、ジグザグミシン、プールのコースロープ等の備品でございます。

続いて、中学校費でございますが、111ページをお願いしたいと思います。工事請負費関係でございます。中学校の校舎棟の屋上防水工事というふうなことでございます。防水シートの改修というふうなことでございます。これは、大規模電源の交付金を充当してというふうなことで考えております。それと、現在校長先生の校長室のエアコン故障中ということで今回新しくというふうなものでございます。

学校備品につきましては、冷蔵庫、デジタル体重計の整備でございます。

続いて、112ページでございます。備品の購入の教材備品関係、これは顕微鏡とかポータブルプレーヤー、ディスクプレーヤー、フラスコ、握力計、卓球台というような教材備品の整備でございます。

それで、114ページでございます。生涯学習関係でございます。実は、本町の生涯学習推進計画、これは平成9年に策定して10年間の期間ということで既に終わっておりますが、このたび29年から10年間のものを来年策定するというふうなことで、委員さんの報酬、またそれぞれ推進計画の策定部会を策定してというふうなことで今回人件費関係がのってございます。

続いて、115ページの文化芸術体験事業の実施委託料でございます。これにつきましては、現在交

渉中でございますが、東京の演劇集団の風というところで演劇、ヘレン・ケラーをというふうなことで現在交渉中になってございます。

それと、115ページの中ほどでございます。伝統芸能後継者育成事業補助金というふうなことで、これは新規のものでございますが、伝統芸能、いろんな団体ございますが、なかなか後継者の育成が難しい場面になっているというようなことで、そういう団体の後継者育成のための支援を図るものというふうなことで、10分の10の5万円上限というようなことで予定している事業でございます。

続きまして、119ページまでお願いいたします。文化財保護費でございます。ここで出てまいります内容、実は八手地区の圃場整備事業の実施になりまして、埋蔵文化財の発掘調査、特に試掘調査を28年は行わなきゃいけないというふうなことでございます。船橋、田中、市野坪地区での試掘調査というふうなことで、委託料で大きな金額がのってございます。国が50%、県が15%、町が35%というふうな形での委託。これを進めて次の段階にというふうな形になりますので、来年取り急ぎというふうなことでございます。

あと、120ページ、妻入り会館につきましては、工事請負費、外壁塗装工事というふうなことで、外壁が大分塗料が落ちている部分での補修ということでございます。

良寛記念館関係は、需用費の印刷製本費で、ここで図録がほとんどなくなっているということで、新しい図録の改訂ということで今回。これは、記念館の基金事業というふうなことで計上してございます。

じゃ、飛びまして124ページ、体育施設関係の修理でございます。工事請負費関係では、体育館の監視カメラ、放送設備の取りかえ、町民プールの外壁の塗装の改修、野球場にありますジュニア用のサッカーゴールの購入と、そのような形で整備を図っていきたいというところでございます。

公債費は省かせていただきまして、歳入の12ページお願いをいたします。

町税からでございます。町税、個人関係微増というふうなこと、法人のほうは50%アップというふうな部分でございます。固定資産税については、土地、家屋が減りまして、償却資産が増えているという状況でございます。軽自動車は横ばいでございますが、税率改正によりまして全体的には10%ぐらい増えております。

続いて、14ページでございます。たばこ税については微減、ほとんど変わりがない状況でございます。地方譲与税関係、以下の譲与税は、これ総務省の示した見通しの中で実情を合わせて予算化してございます。

16ページでございます。ゴルフ場利用税、下目に見ておりますけど、実際お聞きしますと、26年と27年を比べますと、26年が4万400人ぐらい、27年は4万5,000人ぐらいになりますので、若干盛り返してきているかなというふうな形で聞いております。

17ページ、地方交付税でございます。全体的には若干増やしてございますが、昨年同様、一応普通分では留保で1億を見ているという状況でございます。特別交付税分で公共施設の計画の関係で

増えてきている部分もあるということで、特別分はちょっと増やしてございます。

続いて、18ページでございます。電源関係の交付金でございますが、これにつきましても例年ですと2,100万円ぐらい実は交付金ございましたが、ちょっと制度が変わりまして、未稼働の施設は減額というふうなことで40%減というふうなことで、来年以降もちょっと減額計上になっていくのではないかなというふうなことでございます。これにつきましては、先ほど説明しましたとおり中学校の屋上防水に充当させてもらっております。

続いての分担金関係は、それぞれ歳出で出てまいります農業、農村関係の負担金、分担金の関係、あと小規模補助治山の関係でございます。

続きまして、20ページの住宅使用料につきまして、これは増えておりますが、これひまわりの関係で8戸分が増えるという想定でのせてございます。

それと、21ページでございます。国庫負担金でございます。児童福祉費負担金で、これ名称が27年の途中で変えてございますけど、子どものための教育・保育給付費負担金というふうなことで、歳入の名称が変わってございます。

続いて、22ページの国庫負担、これにつきましては先ほど歳入、歳出で連動したそれぞれのものがのってきております。新たなものとして先ほど申しました一番下ですけど、埋蔵文化財の緊急調査費国庫補助金というふうな部分、これが2分の1、今回出ているものでございます。

続いて、24ページになります。これも24、25につきましては、歳入、歳出に連動してそれぞれ県補助金が計上されております。

26ページも同様でございます。それで、26ページの消防費県補助金で11万1,000円、教育・文化対策事業ということで、これは中学生の防災教育支援というふうなことで県のほうから出ている補助金でございます。28年度は、土砂災害の避難訓練の際に避難所運営を中学生からお手伝いいただくかなというふうなことで、その経費を県のほうが補助するというふうなものでございます。1校当たり20万円の事業費の中で、ということな事業でございます。

それと、8目で環境整備事業交付金ということで、当初の予算としては今回初めてでございますが、27からスタートしておりますが、1億5,000万円、県のエコパークの第3期処分場の整備交付金でございます。2年目になってございます。ということで充当先としまして消防で7,700万円、上下水道で7,300万円の充当をしているというところでございます。

29ページお願いいたしたいと思えます。財政調整基金の繰り入れでございます。2億4,000万円、今回予定してございます。27は、やはり大型事業があったということで4億2,000万円、当初で取り崩して繰り入れておりましたが、大型事業が28はそう大きいものがないというふうなことで、1億8,000万円ぐらい減になっているというふうなことでございます。今の予定としまして27、この3月末現在で19億ちょっと。今回2億4,000万取り崩しますんで、28の来年度末現在では17億弱になるのかなという予想ですが、例年ですとこのぐらいの金額ですと、1年間の交付税の利用関係で戻すこ

とが可能かなというふうに踏んでいるところでございます。

以下、34ページまでの諸収入関係は、説明省かせていただきまして、22款の最後、町債をお願いをいたします。町債につきまして、35ページになります。これ先ほど申しました民生費関係は、過疎のソフトが当たってきております。農林水産業は小竹稲川線、観光イベント関係は美食ラリーとストリートジャズ、ドリー夢カーニバル、きずな部分がソフトで当たっております。土木費は、尼瀬稲川線、船橋田中線。防火水槽につきましては、これは沢田、市野坪の部分ということと、デジタル無線というのは、これ緊急防災事業で、先ほどの消防団が持つ無線の部分でございます。田中の屋外局は、これ防災行政無線の子局の増設でございます。情報通信ネットワーク、これは県の行う県の負担金の防災無線の起債でございます。

以上、歳入の説明を終わらせていただきます。

次に127ページ、給与費明細でございます。歳出の各課に計上しております常勤、非常勤の特別職の給与関係の明細となっております。昨年は、国勢調査がございましたので、27年度ございましたので、それが大きかったというふうな減となりまして、入れかわりに参議院選挙、県知事選挙の選挙関係の立会人が増えているという状況でございます。

以下、137ページ関係は地籍調査の継続費の調査、138ページからは債務負担の調書、139ページからは28年、年度末を想定した起債の残高調書というふうなことになってございます。

長くなりましたが、以上で一般会計は終わらせていただきます。

○議長（山崎信義） ここで暫時休憩いたします。

（午後 2時39分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時50分）

○議長（山崎信義） 次に、議案第27号から議案第29号について。

保健福祉課長。

○保健福祉課長（河野照郎） それでは、引き続きまして国保特別会計につきまして補足説明をさせていただきます。

特別会計予算書17ページをお願いいたします。初めに、歳出予算の主なものを申し上げます。17ページ、1款総務費には職員2人分の人件費、国保税の賦課徴収に係る経費等を計上しております。

次に、19ページをお願いいたします。2款保険給付費には、療養諸費や高額療養費等、保険から給付される経費を計上しております。一般被保険者療養給付費は、被保険者数は減少いたしますが、高齢者の療養給付費の増加が見込まれますので、昨年度とほぼ同額を計上しております。

続きまして、25ページをお願いいたします。下段のほう、7款共同事業拠出金には県内市町村が共

同事業として行っております医療費の拠出金を計上しております。前年度とほぼ同額となっております。

次、26ページをお願いいたします。8款保健事業費には特定健診、特定保健指導に要する経費、また疾病予防としてCKD対策事業経費、人間ドック検診等の委託料を計上しております。人間ドックにつきましては、30歳から74歳の方を対象に1人当たり2万円を、脳ドックにつきましては30歳から70歳まで5歳年齢刻みの方を対象に1人当たり2万5,000円の助成をすることとしております。

次に、歳入の主なものについて申し上げます。8ページをお願いします。1款国民健康保険税には、議案第21号でご審議いただきました改正後の税率で予算計上しております。算定方法等につきましては、議会資料37ページのとおりとなっております。

次、11ページをお願いいたします。5款国庫支出金から13ページの9款共同事業交付金までは、それぞれ定められたルールにより算定した額を計上しております。

14ページをお願いいたします。11款繰入金には、一般会計からの繰入金と基金からの繰入金を計上しております。

1項他会計繰入金では、1節の保険基盤安定繰入金から4節の職員給与費等繰入金までは法定内繰り入れと言われるものでございます。低所得者に対する保険税の軽減分、年齢や所得構成等の基準により繰り入れるものです。

5節のその他一般会計繰入金は、国保特会の財政基盤の安定と強化のために法定外で一般会計から繰り入れをしていただくという経費を計上しております。

その下の2項基金繰り入れでございますが、国保運営準備基金から当初予算といたしましては2,096万7,000円の繰り入れを見込んでおります。これによりまして平成28年度末基金残高が3,260万7,000円の見込みとなります。

なお、国保特会の収支状況等につきましては、議会資料35ページ以降にございますので、ご参考いただければと思います。

国保特会につきましては、以上です。

次に、介護特別会計につきましてご説明させていただきます。こちらにも初めに、歳出予算について主なものを申し上げます。51ページをお願いいたします。1款総務費には、職員2人分の人件費、保険料の賦課徴収費、介護認定審査会に要する経費を計上しております。

54ページをお願いいたします。2款保険給付費でございます。保険給付費には介護サービス等として保険から給付される経費を計上しております。平成28年度の介護サービス給付費は、要介護認定者及びサービス利用者が減少すること等によりまして、いずれのサービスも前年度より減少するものと見込み、予算を計上しております。一方、下段のほうの介護予防サービス費につきましては、前年度より微増するというふうに見込んでおられるところでございます。

次、58ページをお願いいたします。5款地域支援事業費には、介護予防及び包括的支援事業等に

要する経費を計上しております。

歳出は、以上でございます。

次に、歳入予算につきまして申し上げます。43ページをお願いいたします。1款保険料でございます。介護保険の保険料は、3年ごとに見直すこととされておりまして、平成28年度は前年度と同じ率となっております。なお、第1号被保険者数は前年度より39人の増を見込んでおります。

続きまして、次の44ページをお願いいたします。3款の国庫支出金でございます。介護給付費国庫負担金は1億926万6,000円で、介護給付費に係る国の負担分、給付費に対しまして居宅分は20%、施設分は15%の負担率となっております。

次の45ページになります。4款支払基金交付金です。こちらも介護給付費に対しまして、居宅分につきまして負担金の割合ですが、給付費に対して28%の負担割合となっております。

次、46ページをお願いいたします。中ほど5款県支出金となります。こちらの県負担金につきましては9,118万円で、給付費に対しまして居宅分が22.5%、施設分につきましては17.5%の負担率となっております。

あとその次、47ページをお願いいたします。一般会計からの繰り入れとなります。給付費に対しまして12.5%の負担割合で、一般会計から繰り入れております。

介護特会につきましては、以上でございます。

次に、後期高齢者医療特別会計をお願いいたします。こちらのほうの歳出予算の主なものを申し上げます。ページでいきますと78ページとなります。下段のほうに3款後期高齢者医療広域連合納付金がございます。平成28年度、5,242万9,000円で、これは保険料納付分、それと保険基盤安定化に係る県と町からの負担の合計額を計上してございます。

次に、歳入について申し上げます。74ページをお願いいたします。1款後期高齢者医療保険料でございます。後期高齢者保険料につきましては、2年ごとに見直すこととされておりまして、今年度が見直しの年になりますが、平成28年度、29年度はこれまでの保険料率を据え置くことということで先般広域連合の議会で決定をいたしました。保険料率につきましては、均等割率が3万5,300円、所得割率7.15%となっております。

その下、75ページをお願いいたします。一般会計からの繰入金金が1,988万円でございます。これは、保険基盤の安定化、それと事務費に係る繰入金となっております。

以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山崎信義） 次に、議案第30号から議案第34号について。

建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） それでは、議案第30号につきまして補足説明をさせていただきます。

簡易水道事業では、引き続き老朽化した設備や管路の更新を実施いたします。主な内容でございますが、歳出の92ページをご覧ください。1款1目一般管理費の13節、水道管路システム改修委託

料につきましては、平成10年度に導入したシステムでございまして、機器が古くなり故障対応もできませんので、システムの入替えをするものでございます。

その下の14節、上下水道料金調定システム借上料は、システムの使用期限6年を迎えましたので、契約を更新するものでございます。

飛びまして94ページ、2款水道管理費の15節、水道施設修繕工事では、今年度上中条配水池の内面防食、防水工事を行ってございましたけれども、これが終了しましたので、大きく減額しております。

次のページ、3款1項1目管路布設整備費の15節は、継続しています老朽管更新工事で、松本地内、常楽寺地内を予定しております。また、松本南地区の住宅団地内の水道管新設工事を計上してございます。

その下の2目取水施設整備費の15節のうち、浄水場整備工事では大門の配水池の流量計の交換工事、上中条の浄水場ほかのろ材の交換工事を予定しております。また、遠方監視システム整備工事では、水道施設全体の運転状況を役場庁舎で監視する設備になりますが、これも平成10年度に導入したもので、故障対応が困難になっていますので、交換する工事になります。

また、歳入につきましては水道使用料のほか、施設整備に必要な財源として国庫補助金、起債をそれぞれ計上いたしました。

次に、議案第31号、特生排会計につきまして補足説明をさせていただきます。平成28年度、浄化槽の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上しております。歳出におきましては、浄化槽の点検頻度を減少いたしましたことから、今年度に比べて70万ほどの減額という状況でございます。

次に、議案第32号、農排特会でございます。補足説明させていただきます。本会計では、出雲崎地区処理施設の長寿命化対策が今年度で終了いたしましたことと、それから公債費で災害復旧債のこれに係る償還が減額となりましたことから、28年度は全体の予算額が減少しております。また、簡水会計と同様に松本南地区の住宅団地内の下水道整備に係る工事費430万円を計上いたしましたほか、集落排水の維持管理に係る費用を計上しております。

次に、議案第33号、下水道特会につきまして補足説明をさせていただきます。下水道特会につきまして、引き続き久田浄化センターの機械、電気設備の長寿命化工事を実施いたしますほか、例年と同様になりますが、設備の維持管理や起債の償還などに係る費用を計上いたしました。また、28年度の消費税の納付額につきまして、簡易課税方式の算定になりましたことから、大きく減額計上しておるところでございます。

最後に、議案第34号、住宅用地造成特別会計、補足説明をさせていただきます。平成28年度は、大字松本地内に新たな住宅用地造成を開始いたしますほか、川東など3団地の施設管理に係る費用を計上いたしました。予算書の歳出、160ページをご覧ください。13節の用地測量業務委託料は、松本の南側の国道脇の水田の土地、それから松本の東側、国道脇の土取り場であった土地、この2カ

所の用地測量費用を計上しております。また、15節につきましては団地造成工事といたしまして、南側の団地造成に係る費用を計上しております。また、17節公有財産購入費では、南側の団地で約2,200平方メートル分、東側の団地で約1万2,000平方メートルの土地購入を予定しております。

以上でございます。

◎予算審査特別委員の選任

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第34号までの議案9件につきましては、委員会条例第5条の規定により、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第26号から議案第34号までの議案9件につきましては、9人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

○議長（山崎信義） お諮りします。

ただいま設置が決定いたしました予算審査特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により議長を除く9人を指名したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は議長を除く9人を選任することに決定しました。

この際、しばらく休憩します。

（午後 3時06分）

○議長（山崎信義） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時07分）

◎予算審査特別委員会の正副委員長の互選

○議長（山崎信義） これから諸般の報告を行います。

休憩中に予算審査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告いたします。

予算審査特別委員会の委員長に三輪正議員、副委員長に宮下孝幸議員がそれぞれ互選されました。

以上で諸般の報告を終わります。

-
- 議長（山崎信義） 議案第26号から議案第34号まで議案9件は予算審査特別委員会に付託します。
なお、質疑は委員会において行いますので、ご了承願います。
-

◎議案第35号 監査委員の選任について

- 議長（山崎信義） 日程第34、議案第35号 監査委員の選任についてを議題とします。
提出者の説明を求めます。
町長。
- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第35号につきましてご説明を申し上げます。
現在、識見を有する者の監査委員として石川豊氏を選任しているところでございますが、本年3月31日をもってその任期が満了することに伴いまして、引き続き同氏を選任することについて、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意をお願いいたしたく、提案するものであります。
よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。
- 議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。
〔「異議なし」の声あり〕
- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。
したがって、議案第35号は委員会付託を省略することに決定しました。
これから討論を行います。討論ありませんか。
〔「なし」の声あり〕
- 議長（山崎信義） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから議案第35号を採決します。
この採決は起立によって行います。
議案第35号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。
〔起立全員〕
- 議長（山崎信義） 起立全員です。
したがって、議案第35号は原案のとおり同意することに決定しました。
しばらくお待ちください。

◎議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（山崎信義） 会議を続けます。日程第35、議案第36号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第36号につきましてご説明を申し上げます。

現在、固定資産評価審査委員会委員をお願いしております山田廣行氏が本年3月21日をもってその任期が満了することに伴いまして、引き続き同氏を選任することについて、地方税法第423条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いしたく、提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第36号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第36号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定について

○議長（山崎信義） 日程第36、議案第37号 出雲崎町過疎地域自立促進計画の策定についてを議題

とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第37号につきましてご説明を申し上げます。

平成12年度から10年間の時限立法として過疎地域の活性化に寄与してまいりました過疎地域自立促進特別措置法が議員立法により3回の改正により、28年度から5年間延長されたことはご承知のとおりであります。本町も昭和45年の過疎地域の指定以来、45年間にわたり生活環境の整備を中心に支えてきた根本的な制度であります。

このたびの改正過疎法におきましても、法律の一部改正による期間延長、制度拡充ということで、基本的には本年度までの計画を踏襲したものとなっております。県におきましても前回のものを延長する形で、過疎地域自立促進方針を作成しておりまして、本町を含め、この長岡地域をそれぞれ地域独自の取り組みが行われている中で、全国に誇れる文化遺産と地域が持つ固有の地域資源を生かし、いかに自立に向けて取り組んでいくかを課題としております。

過疎対策によりまして、昨年度までの過去45年間の本町の総投資額は約323億円となっております。また、改正過疎法により、今後5年間の過疎関係事業費は総投資額31億円を予定しております。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） ただいまの町長の説明のとおりでございます。若干の補足をさせていただきます。

2月24日、全員協議会で事前に県との協議段階のものを配付させていただきました。その後、昨日、3月8日に県のほうの協議が終了しております。

過疎計画の中でございます。1ページからは基本的な事項となっております。町の概況、人口、行財政の状況を記載してございます。

16ページからは、自立促進のための基本方針を定めたものでございます。県の基本的な方向と同じく3本柱となっております。

16ページ以降は、県の基本方針に沿って9つの分野についてそれぞれ現況、問題点、その対策、事業計画を整理したものでございます。

改正過疎法になりますが、この中で基本的には前回、前々回の計画を踏襲したものでございまして、本年度以降の財源計画に基づきまして事業を計画したものでございます。過疎計画の実施の事業執行につきましては、随時詳細なものが固まり次第、計画の変更をさせてもらうというような手法を本町とってきております。現時点で掲載してございまして、不透明なものもございまして、過疎債の対象事業というふうなことになりますと、変更手続が必要なら変更して、起債対象事業とし

て整理していくこともこれから出てくるかと思えます。よろしくお願いいたします。

過疎地域自立促進特別措置法第6条の規定に基づきまして、議会の議決を経て過疎地域自立促進市町村計画を定めるというふうなことであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

議案第37号は、総務文教常任委員会に付託します。

◎散会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

（午後 3時17分）